

令和 8 年度第 1 回文京区障害者地域自立支援協議会 次第

令和 8 年 6 月 1 日(月)午後 2 時から

会場：文京シビックセンター 3 階 障害者会館 A・B

1 開会

委員委嘱

2 承認事項

- (1) 障害者地域自立支援協議会について 【資料第 1－1 号】
- (2) 令和 7 年度第 2 回障害者地域自立支援協議会全体会振り返り
【資料第 1－2 号～1－3 号】
- (3) 令和 8 年度障害者地域自立支援協議会について 【資料第 1－4 号～1－6 号】

3 検討事項及び情報・課題共有

- (1) 令和 8 年度の検討事項（案）について 【資料第 2－1 号】
- (2) 各専門部会からの情報・課題共有について
 - ・相談・地域生活支援専門部会 【資料第 2－2 号】
 - ・就労支援専門部会 【資料第 2－3 号】
 - ・権利擁護専門部会 【資料第 2－4 号】
 - ・こども支援専門部会 【資料第 2－5 号】

4 報告事項

- (1) 障害者就労支援センターの事業報告について 【資料第 3 号】
- (2) 障害者基幹相談支援センターの事業報告について 【資料第 4 号】

5 その他

(参考資料)

- ・文京区障害者地域自立支援協議会委員名簿
- ・文京区障害者地域自立支援協議会要綱
- ・拠点等コーディネーターについて

文京区障害者地域自立支援協議会について

1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置する。

2 設置時期

平成 20 年 3 月

3 協議会検討事項

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関すること。

4 会議運用

(1) 会議の公開

文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。

(2) 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。

(3) 会議記録の取扱い

- ・ 障害者地域自立支援協議会（親会）においては、会議録を作成し、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた事項を記載する。
- ・ 各専門部会においては、要点記録方式とする。
- ・ 会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

(4) 委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。

令和 7 年度第 2 回障害者地域自立支援協議会全体会 報告

1 開催概要

日時：令和 8 年 3 月 3 日（火） 14 時から 17 時まで

会場：区民センター 3A（文京区民センター 3 階）

2 周知方法

区電子申請フォームまたは電話、メールにて受付

- ・区報掲載（2/10 号）
- ・区ホームページ掲載
- ・チラシ配布（専門部会員、障害者団体、相談員、差別解消支援地域協議会、民生・児童委員、区内小・中学校、区内事業所、千代田区就労支援センター、中央区就労支援センター）

3 来場者数

親会委員 22 名、就労支援専門部会員 9 名、ゲスト登壇者 2 名、傍聴 69 名

<傍聴内訳>

事業所職員 21 名、障害当事者・家族 6 名

民生・児童委員 8 名、専門部会委員 18 名

学校関係者 7 名、行政 4 名、その他 5 名

4 発表内容

1 開会

- ・挨拶・自立支援協議会全体会の趣旨説明 →高山会長より

2 議題

(1) 区の現状・制度説明 →障害福祉課より

(2) 専門部会より活動発表 →各部会長より

- ・相談・地域生活支援専門部会
- ・権利擁護専門部会
- ・障害当事者部会
- ・子ども支援専門部会

(3) 就労支援専門部会の取組

- ・就労選択支援について →事務局より
- ・モデル事例の発表 →就労支援専門部会長、中山部会長、松尾委員、ゲスト登壇者 2 名より
- ・質疑応答 →就労支援専門部会長、事務局より
- ・総括

以上

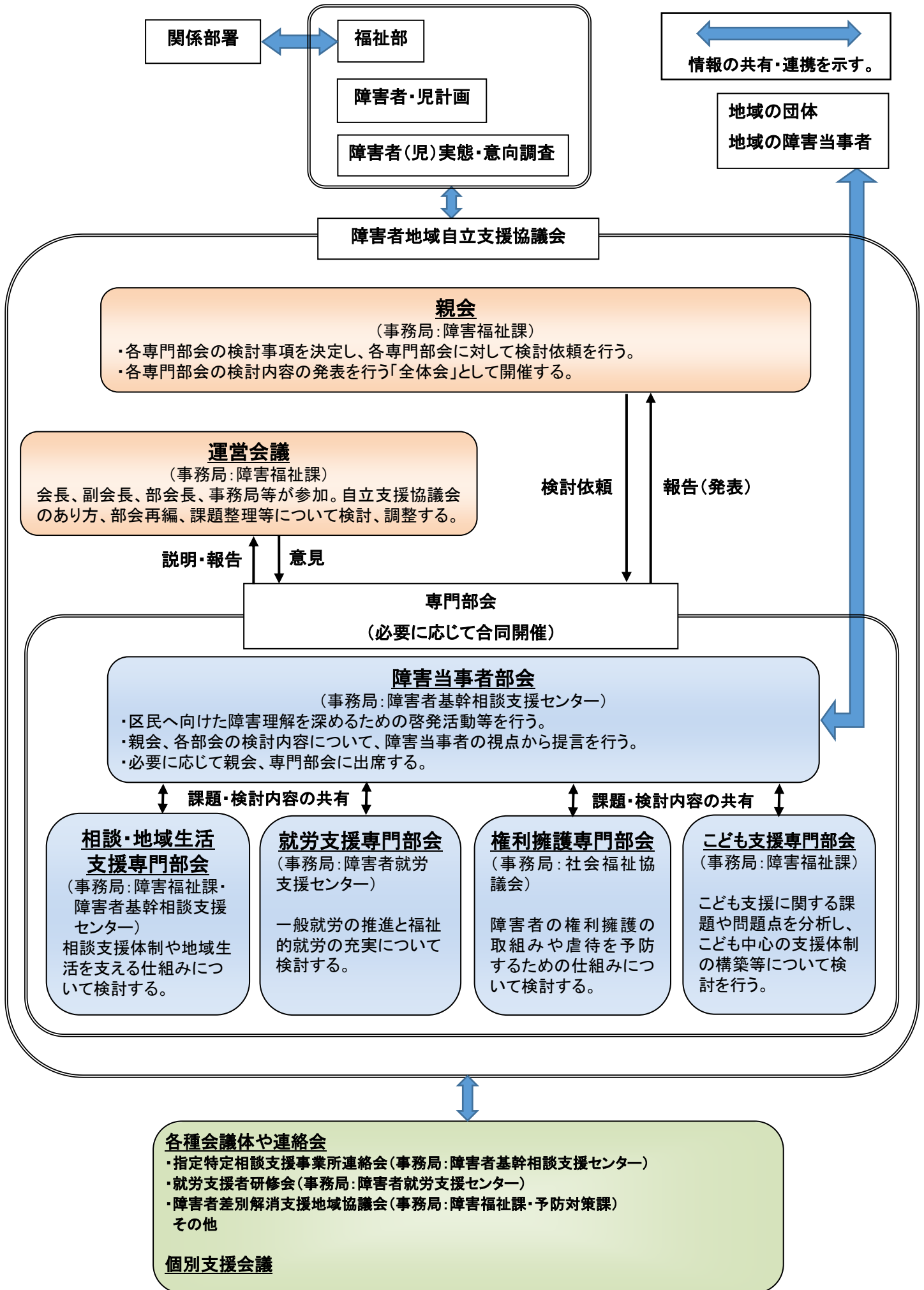
令和7年度全体会報告

【資料第1-3号】

番号	評価	感想	所属
1	大変良かった		
2	普通	文京区の障がい者の自立支援に関わる関係機関の勉強になった。	区内事業所
3	大変良かった		
4	良かった	有意義なお話ばかりでしたが、マクロ・メゾ視点の話が多く、具体的なミクロ視点でどう実現するのか…と言うところまで話を深掘りしていただき良かった。	区内事業所
5	大変良かった	各部会からの報告から、今の文京区の現状や今後の方向性を理解することができ、とても学びが多かったです。ありがとうございました。	区内事業所
6	良かった	文京区の地域の現状と、切れ目のない他職種連携を目指していることを知ることができ、自分の業務に活かせると感じた。	区内事業所
7	大変良かった	それぞれの部会の活動内容が分かり、大変参考になりました。 全体総括としての会長のお話がとても分かりやすく、何をすべきか指南いただきました。 就労選択支援は始まったばかりの制度で、まだまだ見えないことが多いですが、当事者を真ん中にした意思決定支援ができるように、区の進め方を検討していきたいです。	その他
8	良かった	冗長な発表が多かったので全体の時間は2時間程度で良いと思いました。内容は勉強になりました。	障害当事者・団体
9	大変良かった	就労支援部会の選択支援の説明がわかりやすく良かったです。 当事者を中心に置いた縦割りではない部会を、文京区で作っていきたいと共感いたしました。	区内事業所
10	良かった	協議会の年間総括として、各部会の活動が知れてよかった。就労選択支援のことも理解できた。文京区の障害分野を知ってもらうよい機会になっていると思う。	その他
11	良かった	自立支援協議会の各部会について、1年間の動きが分かり、これから各部会の運営を進めていくうえで、大変参考になりました(入職後半年未満であり、まだまだ勉強中なので)。 就労選択支援事業については、まだまだこれからの事業かと思いますが、事業を利用することによって、就労に向けて少しでもミスマッチが減らせればいいのかなと思いました。	その他
12	大変良かった	就労選択支援の実際に体験された発表はとても良かったです。 部会長が実際に支援を受けられ感じたことは、今後の私たちの取り組みを考えることにつながっています。 ありがとうございました。 そして障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行は入所利用者にとって課題が山積しているの、少しずつでも標準化していけるよう取り組んでいきたいと思います。	区内事業所
13	大変良かった	昨年度よりも、丁寧な報告と、就労選択支援事業についての事例がとても具体的で分かりやすく、よく理解できました。今後も、当事者の方の発信の機会がふえ、学ばせていただきたいです。子ども部会と他部会の連携も考えていかねばと思います。御準備ありがとうございます。	区内事業所
14	良かった	私がとても感動した言葉がありました。目の前が明るくなりました。「医学モデルから社会モデル」への中で「障がいがあるから、認知症があるから不便」なのでなく、「障がいとともに生きることを、認知症の方々とともに生きることを拒否する社会であるから不便」なのだ、と発想の転換を促している、と言うところに心が動かされました。ありがとうございました。	
15	良かった	就労選択支援事業についてなど、勉強中の内容のお話を聞くことができ、わかりやすくよかったです。	区内事業所
16	大変良かった	就労選択支援の取組み、今後に向けた動きなど知ることができました。	区内事業所
17	大変良かった	各部会のそれぞれの課題があって考える良い機会になりました。縦割りでなく横のつながりが大切であること、を認識しました。当事者の声をもっと聞いていきたいです。本日はありがとうございました。	
18	大変良かった	連けいの重要性が共通認識として持てたことが良かった。意思決定がすべての基本だと思った。(実際に行う時にはいろいろ課題があるが)	
19	大変良かった		障害当事者・団体
20	良かった	障害者に対する、このような会議は始めてだったので、今後の活動に役立つと感じる事ができました。	民生・児童委員
21	良かった	・各部会の内容が知れて良かった ・時間が長い ・オンライン参加が望ましい	区内事業所
22	良かった	防災ワークショップを大切にされていることがよくわかりました。就労支援のモデル事例がわかりやすかったです。	民生委員
23	良かった	各部会の取り組みを聞いて感心しました。障害者の方も地域で安心して生活していけると確信しました。民生委員として、これからの活動に生かしていきたいと思います。	民生委員

24	大変良かった	文京区の障がい児保護者がかかえるニーズが数字で具体的に見えたので、ニーズに合った運営、ニーズに応える支援を行えるように、持ち帰って検討したいと思った。	区内事業所
25	良かった	いろいろな部会がある事を知らなかったので知ることができ良かったです。又、障がい者の方が住みやすくするためのサポートが少しでもお手伝ができればと思います	民生・児童委員
26	大変良かった	自立支援協議会において、検討されてきたことをよく理解できた。様々な課題とその今後の取り組みについて期待をしている。また、自分自身の障害者に対する対応等についても、考えることが多くあった。チームでの支援が大切であると感じた。	民生・児童委員
27	良かった		
28	大変良かった	相談・地域生活専門部会に参加しております。他の専門部会の活動がわかりやすく報告され、全体像が少し掴めた気がします。実態、意向調査の中からも区の課題が多く見られ、これらが今後どの様に解決されて行くか楽しみです。又、その一助となればと存じます。タテ割りを突破して、重層的に支援が行われる様な地域になります様に。	区内事業所
29	大変良かった	部会報告の内容が深化していることを強く感じました。当事者部会では、障害特性に配慮して障害順に分科会で動いてみるのもひとつの方法かと思いました。	区内事業所
30	大変良かった	障がい者の権利に関する条約から12年、やっと変化を身近に感じられるようになったと思います。協議会に当事者部会があることの意味をととても重要だと感じています。	その他
31	大変良かった	当事者部会とモデル事例が特に参考になった	区内事業所
32	大変良かった	中山さんの生の声が聞けた事はとても良かった。でも大きな会場での発表は負担が大きかったのではと心配になりました	民生・児童委員
33	大変良かった	各部会の取り組みをじっくりうかがうことができ貴重な会でした。ありがとうございました。	区内事業所
34	大変良かった	文京区の実態調査の結果をあのよう説明していただけてとてもよくわかりました。とてもわかりやすかったです。就労選択支援についてモデル事例を実際にみせていただき、ご説明いただいたので具体的に知ることができました。	
35	良かった	全ての部会に参加(傍聴)は難しいので全体会で話しが聞けるのは有りがたいです	その他
36	大変良かった	様々な取組を知ることでよかったです。	
37	大変良かった	他の協議会と共有。	町会
38	大変良かった	冒頭の高山先生のお話を聴き、障害者の権利擁護の大切さ、権利条約のところの「iulegrity=不可侵性」や意思決定の必要性の考えを深めることが出来ました！！	区内事業所
39	大変良かった	いろいろな部会の話しが有り大変良かった	障害当事者・団体
40	大変良かった	当事者部会、モデル事業でお話ししてくださった中山さんがとてもわかりやすく説明してくれ素晴らしかったです。”自分らしく地域で暮らす”、”自分で決める”ことについて様々な立場から聞くことができ勉強になりましたし、自分自身もしっかり考えていきたい	区内事業所
41	大変良かった	・昨年に比べ会場にも連絡があり、見やすく聞きやすかった。 ・全体の内容が良くわかった。 ・部会へ重複して参加している委員も多く、連携がとれている印象もあるが、当事者、家族への周知、実際にサービス使用等にどの程度役立っているのかわからない。	その他
42	良かった		

令和8年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図（案）



令和8年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回									第2回 (全体会)
運営会議		第1回						第2回				
障害当事者部会				第1回		第2回				第3回		
専門部会												
相談・地域生活支 援専門部会				第1回		第2回				第3回		
就労支援 専門部会				第1回		第2回				第3回		
権利擁護 専門部会				第1回		第2回				第3回		
こども支援 専門部会			第1回		第2回		第3回			第4回		

説明・報告

意見

検討依頼

説明

意見

説明・報告

意見

説明

意見

発表

全体会に資料提出が
間に合うよう、各専門
部会は会議を開催

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
親会			
	委員委嘱(3年任期)		委員委嘱(3年任期)
		全体会の実施	
	全体会の実施		全体会の実施
		障害者・児計画事業実績の評価	
相談・地域生活支援専門部会			
	暮らしをサポートする仕組みについて検討		
	支援を円滑に引き継いでいく方法について検討		
		引き継ぎチェックシートの作成	引き継ぎチェックシートの周知活動
就労支援専門部会			
	就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討		
	令和6年度地域支援フォーラム企画検討		
			就労選択支援について検討、全体会にて発表
	週20時間未満の働き方についての事例を通じた検討	就労選択支援について検討	
権利擁護専門部会			
	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討		
	ケースを通じたライフステージにおける意思決定支援について事例検討	成年後見制度利用ガイドの作成	権利擁護に関する課題の再整理
障害当事者部会			
	「心のバリアフリーハンドブック」改訂案について意見交換	防災について体験・検討、全体会にて発表	防災について体験・検討
	部会委員による各専門部会傍聴、ボランティア活動の実施、発表	民生・児童委員協議会との交流会	
子ども支援専門部会			
	産前から小学生までの切れ目ない支援についてゲストスピーカーを交えながら意見交換	教育と福祉が協働するための研修会を実施	教育・医療・福祉の顔が見える関係を深めるための研修会を実施

令和8年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項（案）について

令和8年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、文京区障害者地域自立支援協議会運営会議へ検討の進捗状況等を報告する。

また、年度末には、文京区障害者地域自立支援協議会（全体会）において各専門部会の検討内容の発表を行う。

各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

1 相談・地域生活支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステムや障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を行う。

支援を円滑に引き継いでいく方法及び暮らしをサポートする仕組みについて検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

就労選択支援事業について、更なる研究及び検討を重ねる。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイドの活用、および、障害者の住まいの課題について検討する。

4 障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協働して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

5 こども支援専門部会

こども支援に関する課題や問題点を分析し、ライフステージに応じた切れ目ない「こども中心の支援体制」の構築等について検討を行う。

こども支援に関する福祉、教育、保健及び家庭支援等の関係機関による相互理解・連携の促進を図り、こどもの特性理解に基づいた切れ目ない支援の課題について検討を行う。

れいわ ねんど ぶんきょうくしょうがいしゃちいきじりつしえんきょうぎかい
令和7年度 文京区障害者地域自立支援協議会

そうだん ちいきせいかつしえんせんもんぶかい かつどうほうこく
相談・地域生活支援専門部会 活動報告

【支援を円滑に引き継いでいく方法】

しょうがいふくし かいごほけん いこう ひきつぎ さくせい
『障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行』について、引継チェックシートを作成。

れいわ ねんど 令和5年度	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
ワーキンググループ ほっそく いけんこうかん 発足し、意見交換	ひきつぎ 引継チェックシートの さくせい 作成	ないよう せいさ おこな 内容の精査を行い、 かんけいきかん かた しゅうち 関係機関の方に周知※	せいしきばん かんせい 正式版の完成 (予定)

しゅうち ば けい かいじつし そうだんしえんせんもんいん ほけんし ちいき しえんしゃ ほうもんかんごし たいしょう
※周知の場合は、計5回実施。相談支援専門員、保健師、地域の支援者、訪問看護師、ケアマネを対象に

おこな
行いました。

【暮らしをサポートする仕組み】

れいわ ねんど せいしんしょうがい かた じれいけんとう はじ れいわ ねんど しんたいしょうがい かた じれい
令和6年度に『精神障害』のある方の事例検討を始め、令和7年度は、『身体障害』のある方の事例を

と あ ちいき なか く うえ ひつよう し く なに けんとう
取り上げ、地域の中で暮らしていく上で必要な仕組みは『何か』を検討しました。

■ ちいき なか 地域の中にあるバリア

- ちけい さか おお ほど う せま じりき くるまいすいどう こんなん
・ 地形：坂が多く歩道が狭いため、自力での車椅子移動が困難なエリアがある。
- つうしょ かべ しゅうろうBがたなど そうげい ぶそく じりきつうしょ ぜんてい たか ばあい
・ 通所の壁：就労B型等の送迎サービス不足。自力通所が前提となるが、ハードルが高い場合も。
- じゅうたくぶそく ぶっけん すく どうきよ かいじょしゃたいき そうてい ひろ かくほ
・ 住宅不足：バリアフリー物件が少なく、パートナー同居や介助者待機を想定した広さの確保も
こんなん
困難。

■ かくにん してん 確認された視点

- じ こ じつげん けっこん しゅみ お かつ しゃかいさんか じゅうじつ してん
・ 自己実現（結婚や趣味、推し活、社会参加）のための、QOLの充実にむけての視点。
- せんばい ちいき ひと つな せいど こうてき じゅうじつ
・ 先輩や地域など、インフォーマルな人の繋がり。PA制度など公的サポートの充実。
- あつがる うおっち えすえぬえす かつよう じゅうそうてき みまも じょう つな
・ Apple WatchやSNSを活用した重層的な見守りとオンライン上での繋がり。

以上

令和8年度 就労支援専門部会の取り組み

令和8年度 就労支援専門部会 検討事項：「就労選択支援事業について、更なる研究及び検討を重ねる」

今年度の位置づけ	令和7年度：制度理解・周知を進めるとともに、地域における基本的な連携・運用の枠組みを整理する。 令和8年度：本人が必要な情報を得ながら選択できるよう、地域資源の情報整理や見える化を進め、関係機関で活用しやすい体制づくりに向けて検討を進める。
----------	---

背景となる課題 (昨年度残った課題)	- 就労選択支援事業について、関係機関や本人・家族への認知は、まだ十分とはいえない状況がある。 - 就労選択支援について、どのような時期に、誰が、どのように本人をつないでいくのかなど、地域での運用面には整理すべき点が残っている。 - 令和9年度の必須対象拡大を見据え、令和8年度中に、情報整備や関係機関との連携のあり方について整理を進める必要がある。 - 文京区内の就労系社会資源に詳しくない関係者であっても、本人が自分に合った支援やサービスを選択できるよう、就労選択支援事業所や就労系福祉サービス等の情報を比較・検討しやすい形で整理していくことが課題である。
-----------------------	--

今年度の主な取り組み（案）

01 地域資源の見える化	02 事例収集・検討	03 連携フローの整理
区内及び近隣区の就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労選択支援事業所について、本人や相談支援事業所が比較しやすい形で情報を整理します。 (ハンドブックのリニューアル？)	区内で実施された事例や近隣区の参考事例を持ち寄り、つながり方、本人への説明、アセスメント結果の活用、実践上の課題を整理します。	本人、家族、相談支援事業所、就労選択支援事業所、学校、就労支援センター、行政が、どの段階で何を担うのかを整理し、地域で共有します。

今年度の到達目標

本人の選択を地域全体で支えるための基盤づくり	- 地域資源情報を比較可能な形で整理する - 事例検討を通じて実践上の課題を共有する - 関係機関の役割と連携の流れを見える化する
------------------------	---

権利擁護専門部会 情報・課題共有

これまでの権利擁護専門部会の取組み

【令和 4～6 年度】

成年後見制度の相談・利用のタイミングの難しさ等の課題から、地域で権利擁護を支える「仕組み」を、「ライフステージおよびライフイベントにおける必要な支援とは」という視野に広げて検討を行った。様々な背景を持つ部会員からの事例を基に共通認識を図りつつ、必要な支援や相談支援体制、意思決定支援について考えた結果、必要な支援や相談支援機関につながるようなものとして、「**「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド**」を作成した。(まずは支援者を対象として作成)

学校卒業・親なきあと・高齢期などのライフステージや、住まい・仕事・お金などライフイベントの際に大きく変化が生じる事柄ごとに、検討が必要となる項目を記載し、ご本人が将来を見据えて、成年後見制度活用を含めた生活について検討できるようなものとして作成した。

令和 7 年度の権利擁護専門部会の取組み

権利擁護専門部会にて、今期(令和 7～9 年度)検討する内容について話し合いを行った。

部会員が日ごろ関わっているフィールドや生活の中で、「権利擁護」に関する課題を出し合い、意見交換したことに加え、文京区障害者地域自立支援協議会の他部会の主に部会長から聞き取りさせていただいた内容や当事者部会の方にご協力いただいたアンケートの回答を踏まえ、いただいたご意見などを以下の 5 つの 카테고リーに分類。

①後見関係	制度の利用促進、後見人等と相談支援機関との連携、地域の専門職との連携、専門職後見人と市民後見人との違いや啓発、権利擁護専門部会にて作成した「 「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド 」の活用方法について
②権利侵害	虐待が起こる構造、虐待発生から相談や支援体制に至るまでの流れ、消費者被害
③住まい	一人暮らしの地域サポート、障害があることで住み替えが困難になった経験、住まいの選択の課題
④意思決定支援	家族や支援者の代行決定・理解不足、意思形成のための経験と環境整備
⑤その他	障害がある方への投票支援活動、情報格差、福祉教育・障害がある方への理解、支援者・保護者・関係機関が連携して動ける仕組み

⇒委員で意見交換をし、「**「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド**」のブラッシュアップ」「住まいのこと。文京区に住まうということ」「基本的な考え方として自己決定、意思決定支援」の3点に多くの意見があった。

今年度の取組みについて(以下2つのテーマについて取り組む)

▶テーマ①「**住まい(文京区に「住まう」)**」について

障害のある方の特に賃貸借契約について、障害の有無に関係なく「住まい」の選択がしやすくなる環境や、障害への偏見などをどのようになくしていくのかについて検討する予定。

▶テーマ②「**「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド**」について

ガイドをより使いやすいものにしていくため、実際の利用状況のモニタリングや内容の見直し、ガイドの利用対象者の再検討、成年後見制度以外に活用できる制度などの掲載について検討する予定。

こども支援専門部会 情報・課題共有

令和 6 年度研修会「切れ目のない支援を実現するために～教育と福祉の連携と課題～」

- ・ 幼児期から小中高等学校の切れ目
- ・ 教育・福祉・医療機関との連携の切れ目
- ・ 18 歳以降の支援の切れ目
- ・ 放課後デイサービスの課題
- ・ 保護者支援の課題

令和 7 年度研修会「教育と医療と福祉の顔が見える関係を深める～切れ目をつなぎ目に～」

地域資源の紹介、事例検討・ディスカッション

参加者合計 81 名（教育関係者 23 名 教育センター 14 名 福祉事業所 28 名 その他 16 名）

【本人中心の支援をどう実現するか】

- ・ 本人の思いや意思を、支援者が十分に聞き取れているかを振り返る必要性
- ・ 保護者や支援者が決めるだけでなく、本人の意思決定を支える視点の重要性

【連携と情報共有の課題】

- ・ 協働には「何をを目指すのか」というゴール共有が重要との意見
- ・ 個別支援計画や指導案を、関係機関で共有していく必要性

【保護者支援と地域とのつながり】

- ・ 「小 1 の壁」「18 歳の壁」などを見据えた、早めの情報提供や支援の必要性
- ・ 地域の中で安心して相談できる“顔が見える関係”の重要性

【“弱い紐帯”を地域につくる】

- ・ 支援者や保護者による“強い紐帯”だけでは、本人の自己決定が狭まりやすいとの指摘
- ・ 友人関係や居場所など、対等で自然な“弱い紐帯”を地域の中で育てていく必要性

研修会振り返りにおける委員からの提案

この 2 年間で、顔が見える関係性の土壌は作ってきた

→次のステップが必要

⇒分野ごとの課題を整理し、一歩踏み込んだ議論を行う

令和 8 年度のこども支援専門部会について

「インクルーシブ教育を支える多職種連携を考える～学校と放課後等デイサービスの協働実践を手がかりに～」

【ねらい】

- ・ インクルーシブ教育をめぐり、こども・保護者・教職員・支援者それぞれが抱える葛藤や試行錯誤を共有し、多職種で対話する機会とする。
- ・ 学校と放課後等デイサービスが協働した実践を手がかりに、「支援の正解」を求めるのではなく、こども本人を中心に据えた連携のあり方をともに考える。
- ・ 教育・医療・福祉の立場を超えて顔が見える関係を深め、地域の中でこどもたちを支える“弱い紐帯”やつながりを育むきっかけとする。

令和8年度 第1回親会資料

令和7年度 文京区障害者就労支援センター

事業実績報告及び活動方針

登録者数 894 前年度比 +38	新規登録者数 75 前年度比 -4	実就労者数 438 前年度比 +13
新規就労者数 64 前年度比 +3	離職者数 53 前年度比 +13	相談支援件数 9,860 前年度比 +1,598

目次

1. 登録者状況
- （ア）新規登録者の状況 （イ）令和7年度登録者状況 （ウ）登録者の相談経路 （エ）障害福祉サービス利用者
2. 就労状況
- （ア）新規就労者・離職者の推移 （イ）新規就労者の就労先業種 （ウ）実就労者の状況
3. 相談状況
- （ア）相談内容の状況 （イ）相談件数の推移
4. 事業実績
- 余暇支援事業／障害者雇用体験・実習事業／福祉的就労の充実に向けた支援事業／関係機関との連携/広報活動・普及啓発
5. 令和8年度 活動方針
6. 課題となる視点

1. 登録者状況

(ア) 新規登録者の状況

令和7年度の新規登録者数は75名で、前年度比4名減となりました。内訳は、身体障害5名、知的障害12名、精神障害50名、発達障害8名、その他0名です。精神障害のある方は新規登録者の約67%を占め、引き続き中心的な相談層となっています。

障害種別	令和6年度	令和7年度	増減
知的障害	9	12	+3
精神障害	60	50	-10
身体障害	7	5	-2
発達障害	2	8	+6
その他	1	0	-1
合計	79	75	-4

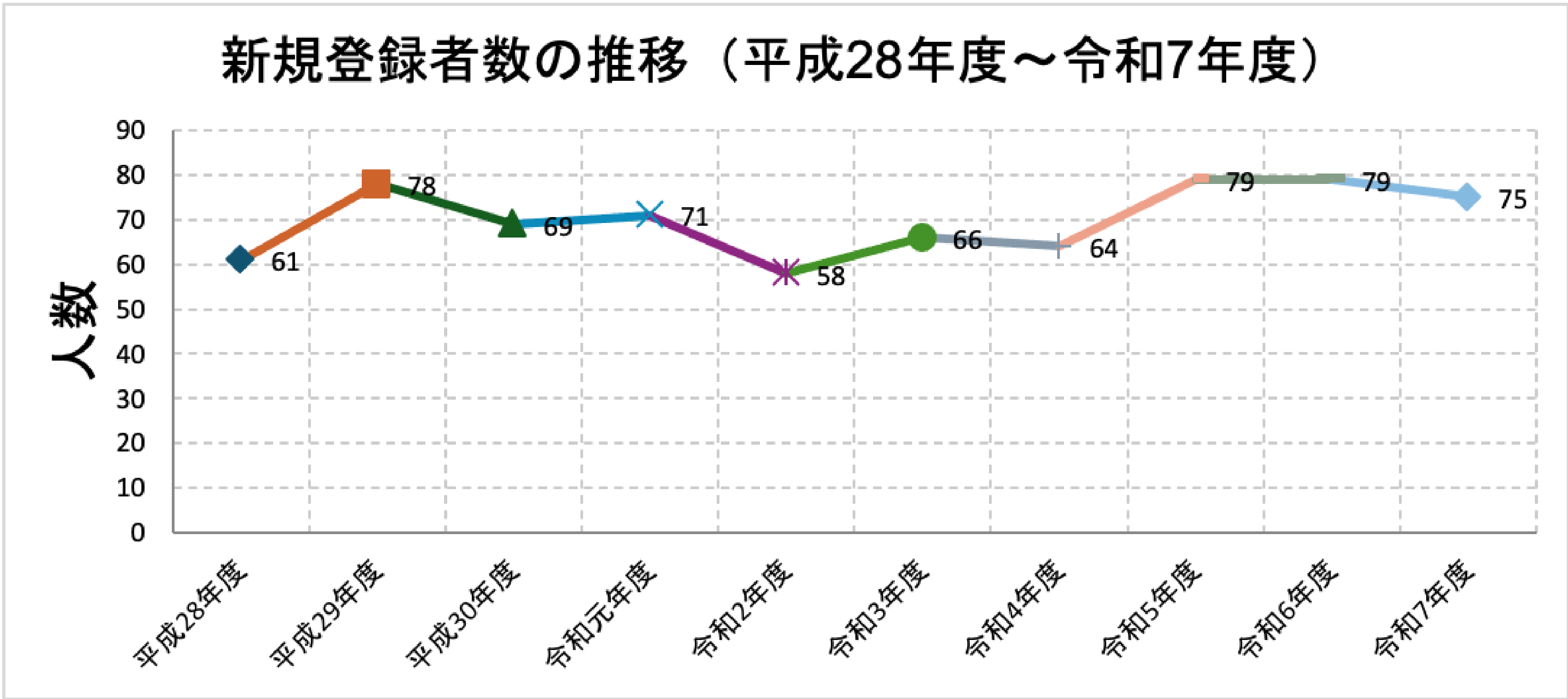


図1 新規登録者の推移

新規相談では、「働きたい」という意向はあるものの、自分の状態・特性・環境に合う働き方の整理が十分でないケースが多く見られました。休職中に復職か退職かを迷う相談、配慮事項の再整理、障害者雇用と一般就労の選択、職場以外の相談先を求める登録相談などが継続しています。10代・20代は31名で、新規相談の41%を占めました。

(イ) 令和7年度登録者状況

登録者数は894名で、前年度比38名増となりました。直近の推移では、登録者数は増加傾向が続いています。転出等による登録解除があるため、新規登録者数がそのまま登録者数の増加に反映されるわけではありません。

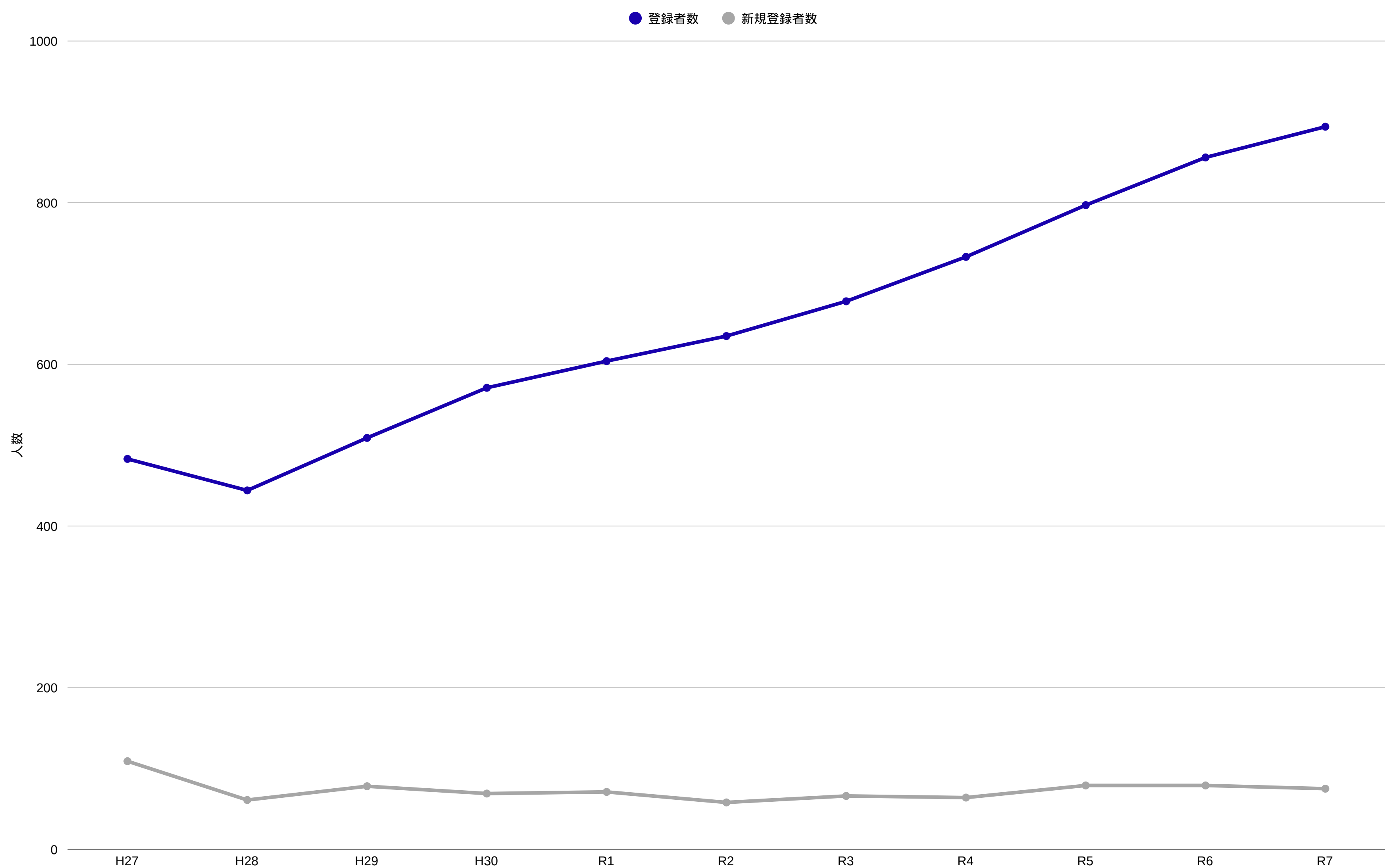


図2 登録者数・新規登録者数の推移

障害種別	登録者実人数
身体障害者	113名
知的障害者	200名
精神障害者	542名
発達障害者	32名
その他	7名
合計	894名

年齢区分	登録者実人数
18～20歳	20名
21～29歳	137名
30～39歳	220名
40～49歳	187名
50～59歳	223名
60歳以上	107名
合計	894名

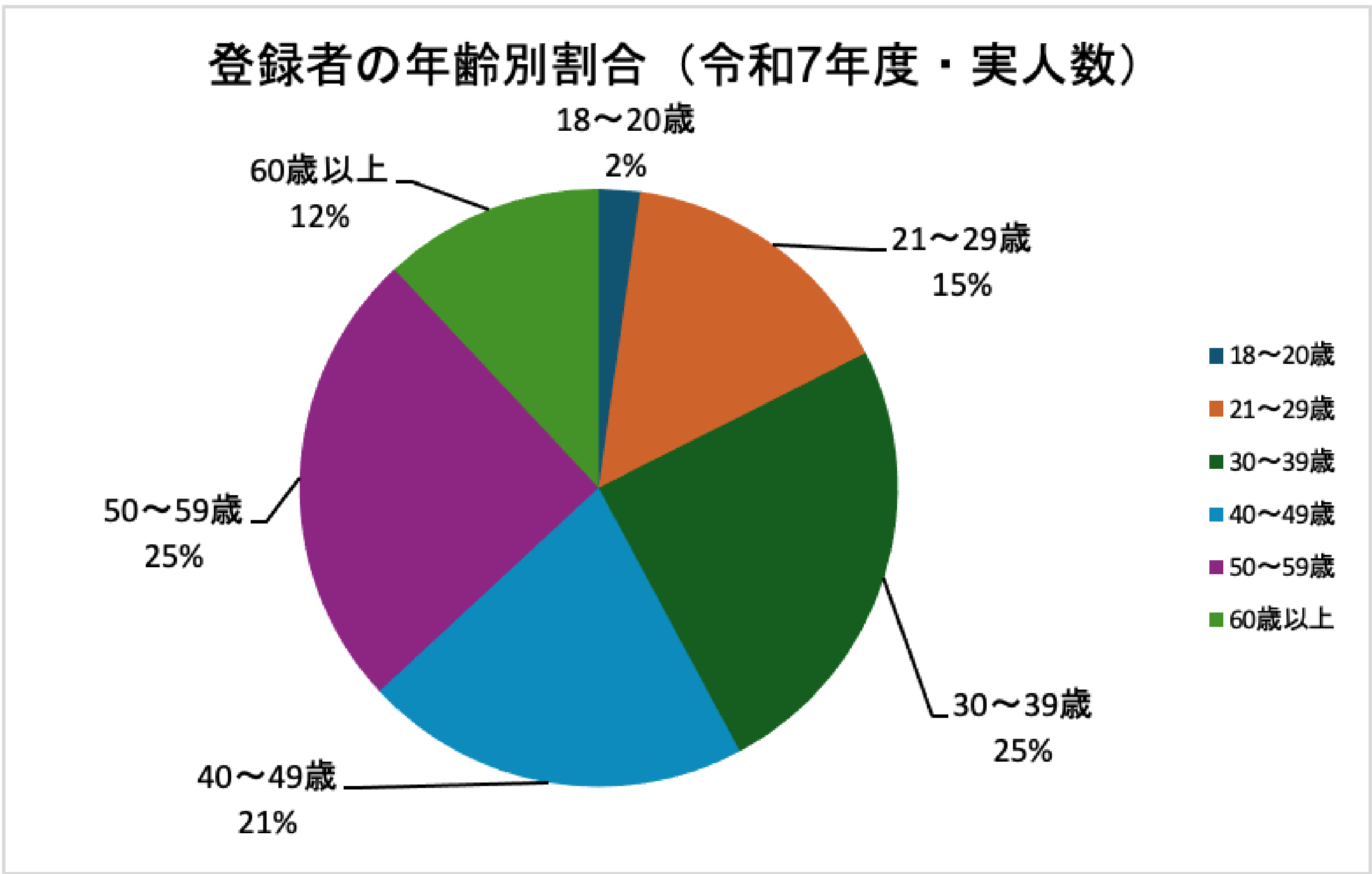


図3 登録者の年齢別割合

年齢別では、30代から50代の登録者が多く、21～29歳を含めた若年・壮年層の相談も一定規模で推移しています。就労経験が少ない方、休職・転職局面にある方、手帳未所持の方など、相談開始時点で必要な支援の整理に時間を要するケースが見られました。

（ウ）登録者の相談経路

相談経路	人数
ハローワーク	13
特別支援学校	10
就労移行支援事業所	7
就労継続支援B型事業所	1
その他福祉サービス事業所	2
医療機関	2
福祉事務所、区市町村役場等行政機関	17
直接利用	6
上記以外	17
合計	75

相談経路は、行政機関・直接利用・ハローワーク・特別支援学校等からの相談が多くなっています。登録にあたっては職業ガイダンスを実施し、職業ガイダンスには延べ110名の申込みがありました。

（エ）障害福祉サービス利用者

項目	人数
就労系障害福祉サービス事業所利用者（全体）	63

就労移行支援、A型・B型等の福祉サービス利用に関する相談では、計画相談につながっていない方への見学同行、サービス利用の整理、就労定着支援終了後の引継ぎなど、就労に関連する関係機関と連携していくことが求められました。

2. 就労状況

（ア）新規就労者・離職者の推移

令和7年度の実就労者数は438名で、前年度比13名増となりました。新規就労者は64名で前年度比3名増、離職者は53名で前年度比13名増となっています。企業の採用意欲は高い一方、採用や就職を急ぐあまりにマッチング不足のケースも少なくなく、就労継続に向けた定着支援・生活支援の必要性も増している傾向にあります。

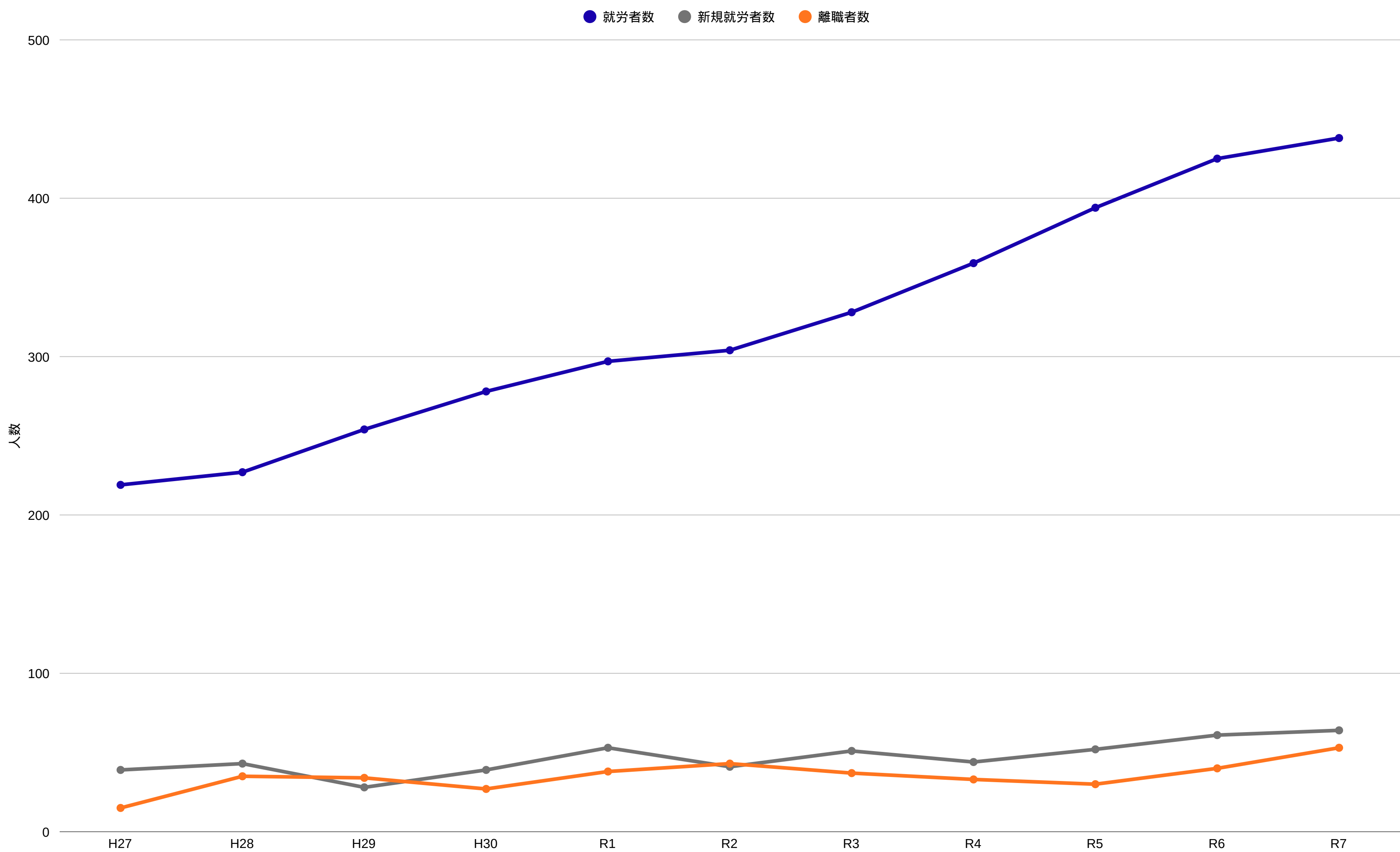


図4 就労者・新規就労者・離職者の推移

項目	令和6年度	令和7年度	増減
実就労者数	425	438	+13
新規就労者数	61	64	+3
離職者数	40	53	+13

(イ) 新規就労者の就労先業種

業種	人数
医療・福祉	15
その他	11
金融・保険業	8
情報通信業	7
飲食店・宿泊業	6
教育・学習支援	5
製造業	4
不動産業	3
卸売・小売業	2
建設業	1
電気ガス業	1
運輸業	1

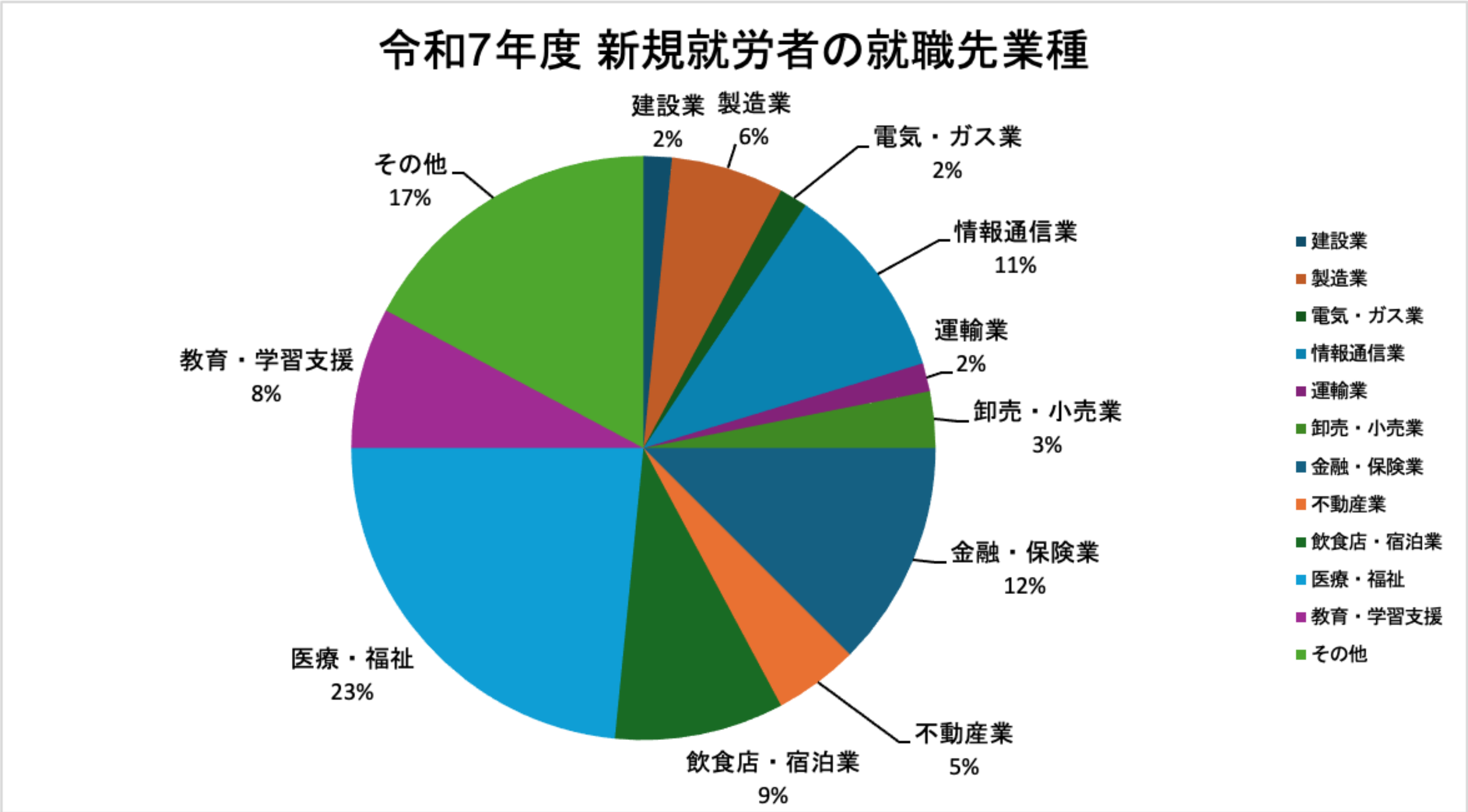


図5 新規就労者の就職先業種

新規就労先は、医療・福祉が15名と最も多く、次いでその他11名、金融・保険業8名、情報通信業7名、飲食店・宿泊業6名となりました。その他には、公務部門、クローズ就労、農園、人材紹介、監査法人、娯楽業等が含まれます。

(ウ) 実就労者の状況

実就労者数は年々増加傾向が続いており、精神障害のある方を中心に就労者の層が広がっています。直近5年間(令和3年度)で、1.4倍となっています。

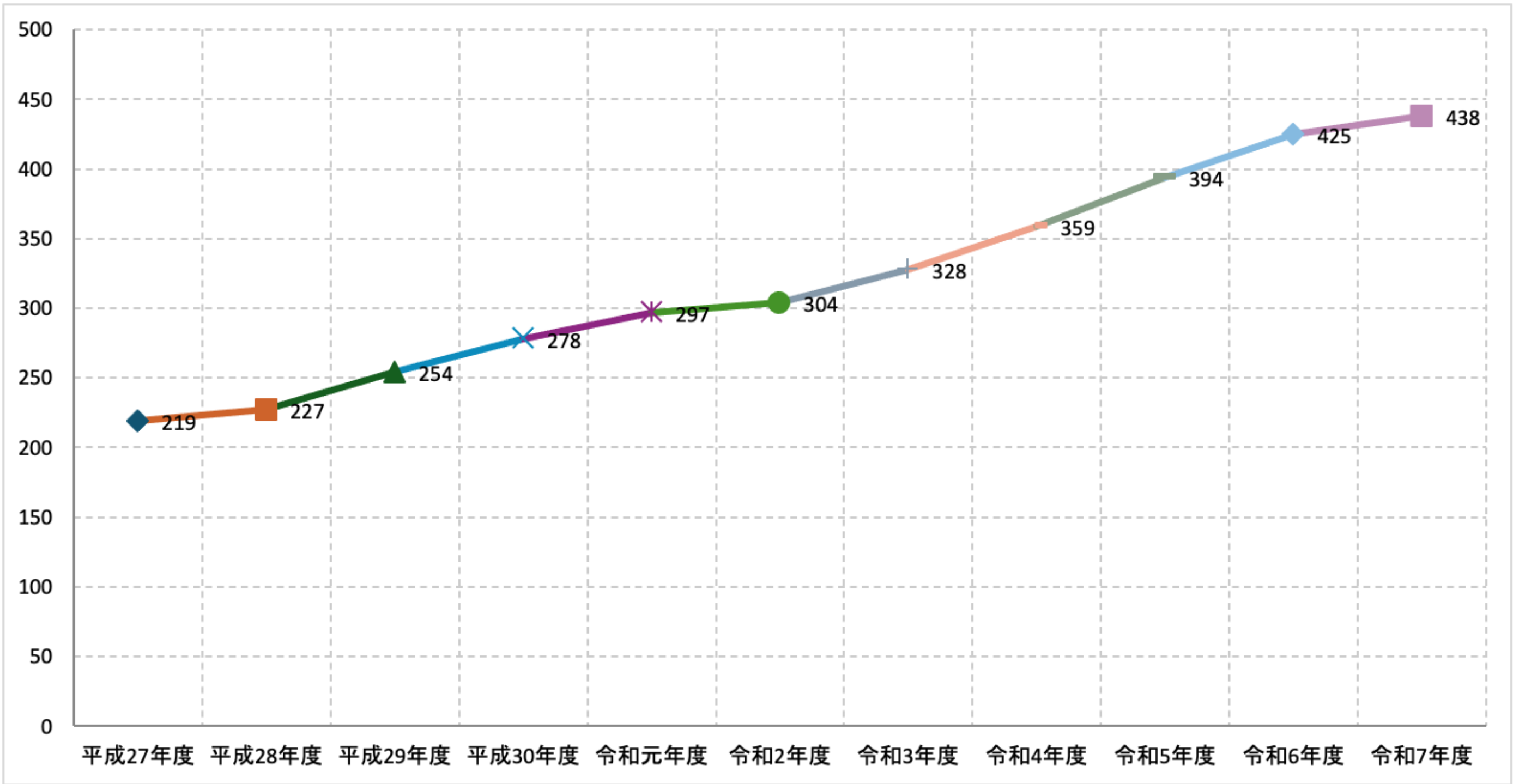


図6 実就労者の推移

3. 相談状況

(ア) 相談内容の状況

相談支援件数は9,860件となり、前年度比1,598件増でした。就労支援は7,412件、生活支援は2,448件で、就労支援の中では職場定着支援が4,391件と最も多く、就労支援全体の約59%を占めています。

区分	相談内容	件数
就労支援	職業相談	1,485
	就職準備支援	1,429
	職場開拓	19
	職場実習支援	59
	職場定着支援	4,391
	離職関係支援	29
	計	7,412
生活支援	日常生活支援	1,687
	不安や悩みの解消	465
	豊かな社会生活を築く支援	157
	将来設計相談	139
	計	2,448
	合計	9,860

「働きたい」「転職したい」「職場に定着したい」という意向がある一方で、現在の体調や生活状況、障害特性、職場環境に照らして、どのような働き方が継続可能であるかを整理する必要のあるケースが多い傾向にありました。

特に、精神障害・発達障害のある方からの相談が多く、就職活動の進め方、障害者雇用か一般就労かの選択、合理的配慮の整理、休職後の復職・退職・転職の判断、就職後の相談先の確保など、相談内容は多様化しています。

また、若年層では就労経験の少なさから就職後のイメージや配慮事項を整理しにくい相談が見られ、在職中・休職中の方では職場環境や対人関係、業務負荷を背景とした継続就労への不安が見られました。

（イ）相談件数の推移

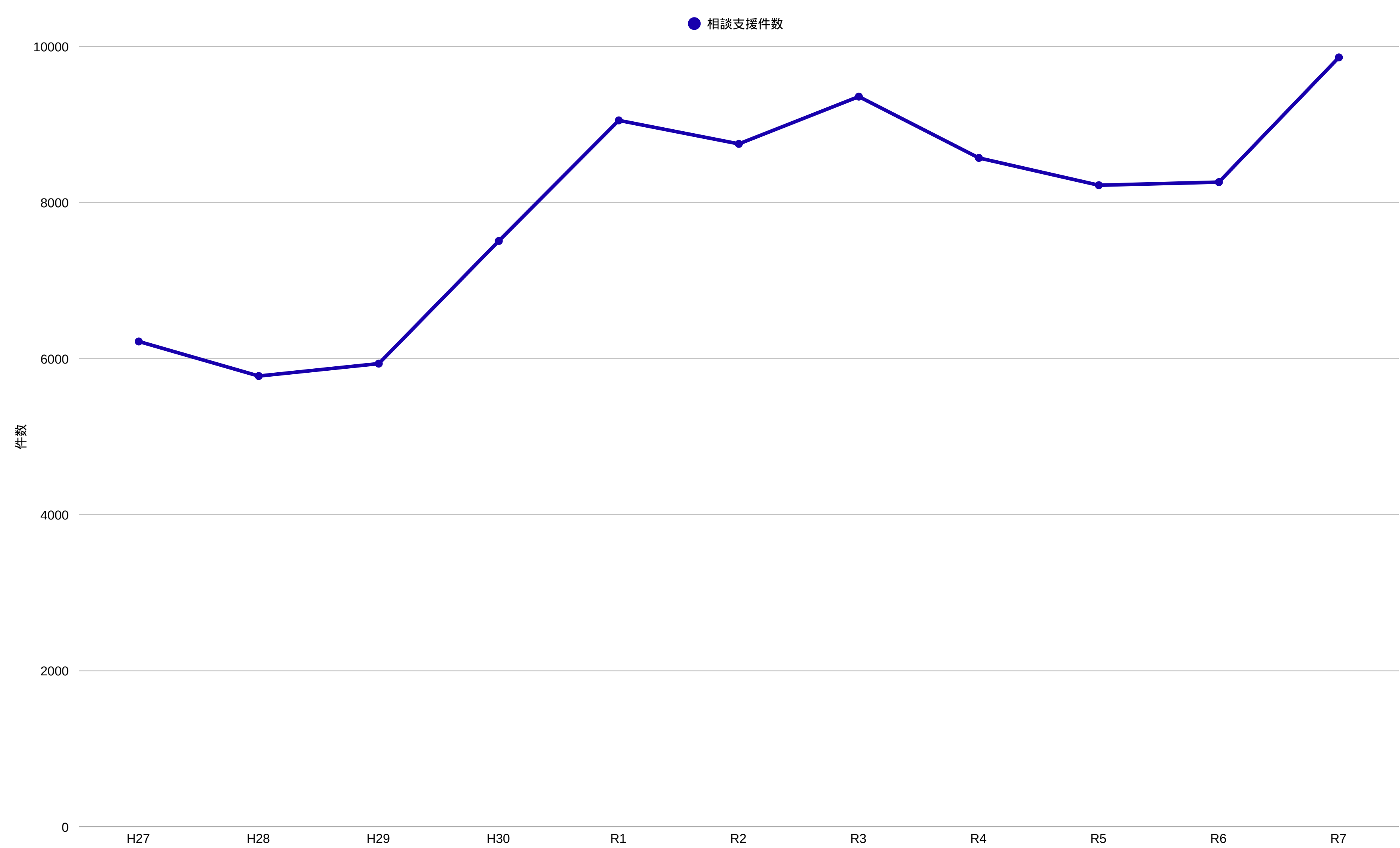


図7 相談支援件数の推移

項目	令和6年度	令和7年度	増減
相談支援件数	8,262	9,860	+1,598
就労支援	6,734	7,412	+678
生活支援	1,528	2,448	+920

令和7年度は、相談件数全体が大きく増加しました。特に、生活支援の増加が大きく、就労継続の背景に生活リズム、体調変化、家族関係、介護、育児などの生活課題が関わるケースが増えています。就労支援センターが単独で抱えるのではなく、基幹相談支援センター、地域生活あんしん拠点、保健サービスセンター等の地域機関と連携しながら支援を行うことも多くなっている傾向にあります。

件数が大幅に増加した背景としては、日常的に不安や葛藤が大きい方からの電話またはメール対応が増加したことが要因の一つとして考えられます。

4. 事業実績

(1) 余暇支援事業

生活講座を6回、たまり場を9回、就労継続を祝う会を実施しました。生活講座では、企業で働く主に知的障害のある方を対象に、ソーシャルスキル、スマートフォンの利用方法、運動ストレッチ、ヨガ、口腔の健康、働くことの意味など、生活と就労継続に関わるテーマを扱いました。

事業	実施回数	内容
生活講座	6回	ソーシャルスキル、スマートフォン利用、運動ストレッチ、ヨガ、口腔の健康、働くことの意味
たまり場	9回	東洋大学白山キャンパス学生食堂、ワークスペースさきちゃんちを活用
就労継続を祝う会	1回	令和7年7月26日、小ホールにて「鳴る靴タップダンス教室」のパフォーマンスを実施

(2) 障害者雇用体験・実習事業

区内企業に向けて「中小企業障害者職業体験受け入れ助成事業」を周知しました。企業実習のコーディネートや、実習後の雇用検討、採用に向けた調整を行い、区内企業における職業体験受入れ奨励金の活用から実雇用につながるケースもありました。

項目	実績	内容
企業実習コーディネート	19件	うち9件で実習後の雇用検討、4名が実習先企業へ就職
区内企業支援	継続実施	助成事業の案内、業務切り出し、雇用の進め方に関する相談対応。中小企業応援連携事業は、14件同行を行いました。教育関係の事業所が多い傾向にありました。
庁内インターンシップ	21件 延べ53名	区内の就労継続支援B型を利用している方が、庁内で作業や体験をする機会として実施。6部署にて受け入れしていただきました。

(3) 福祉的就労の充実に向けた支援事業

ハートフル工房販売会を区民ひろばにて年12回開催しました。集客向上を図るため、10月、12月、2月にイベントを開催しました。ハートフル工房連絡会では、開催後の振り返りを行い、ハートフル工房販売会の運営開催について検討を行いました。令和7年度はハートフル工房販売会10周年であったため、記念イベントとノボリ等の新調を行いました。

取組	回数	内容
ジョブ～る文京	4回（コアメンバー会議含）	区内事業所の共同受注状況、受注作業の分担を共有
文の京ハートフル工房販売会	13回	区民ひろば等で販売会を実施。外部出店1回を含む
ハートフル工房連絡会	6回	販売会運営の振り返りと開催方法の検討

(4) 関係機関との連携

地域の就労関係機関がネットワークを形成し、障害のある人の「働く」を地域全体で支えていく仕組み作りに取り組みました。下記以外に、国や都の関係の連絡会や会議等に参加をしました。

取組	回数	内容
就労支援者研修会	4回	就労支援機関の事業説明、3区合同研修会、就労選択支援事業、BWAP2、多機関連携会議のロールプレイ等
就労支援専門部会(ワーキンググループ)	3回（WG：5回）	就労選択支援事業、地域実装、関係機関連携の検討
3区合同検討会	4回	文京区・千代田区・中央区の10事業所にて就労選択支援事業の枠組みについて検討

(5) 広報活動・普及啓発

障害者就労支援センターの周知と障害者雇用に関する理解啓発を目的に、広報紙「しごとサポート」を3回発行しました。また、就労支援センターのリーフレットや職業ガイダンスのチラシ等を関係機関へ周知配布し、企業・地域への情報発信を行いました。

取組	実績	内容
広報紙「しごとサポート」	3回発行	第37号：企業座談会 Part1 強みを生かした雇用／第38号：長く働くために必要なこと／第39号：一緒に働く工夫
障害者就労支援センター講演会	令和8年1月23日	株式会社ドム 法務部 次長 飯岡淳氏「雇用準備性」確立へのスキーム構築
障害者雇用促進セミナー	令和8年3月11日	千代田区・中央区・文京区の就労支援センターブース設置、ハートフル工房出張販売会

5. 令和8年度 活動方針

令和8年度においては、次の3点を重点項目として取り組みます。

重点項目1 地域における雇用機会・企業実習機会の拡充

令和8年7月から民間企業の法定雇用率が2.7%へ引き上げられ、対象となる企業規模も常用雇用労働者37.5人以上へ拡大されます。そのため、区内企業においても障害者雇用に関する関心や相談ニーズが広がることが想定されます。

一方で、近年の新規登録者には、高年齢の方、若年者、就労未経験の方、週10時間から20時間程度の短時間就労を希望する方、障害者手帳をお持ちでない方など、多様な層が含まれる傾向が見られます。また、相談内容として、「仕事の経験が少なく、働くイメージを持ちにくい」「異なる分野に挑戦したい」「ブランクや体力面に不安がある」「合理的配慮を相談しながら働きたい」などが見受けられます。

そのようなことから、今年度も引き続き、企業からの相談に個別に対応するだけでなく、継続的な関係づくりを進め、登録者・区内企業・区内就労系事業所とのつながりを、次の雇用機会や企業実習機会につなげられる状態を目指します。

企業相談や訪問履歴を蓄積し、企業情報を継続的に管理していきます。あわせて、身近な地域で企業実習にアクセスしやすい仕組みづくりを進めるとともに、職場環境アセスメントを体系化し、本人の希望や特性と実習先・雇用先とのマッチングの精度を高めていきます。

また、区内の就労移行支援事業所、B型事業所とも情報共有を行い、現時点ですぐに情報提供や雇用につながらない場合でも、地域全体で次の機会につながりやすい関係性を構築し、誰もが企業体験にアクセスしやすい地域づくりを進めて参ります。

重点項目2 アセスメント機能の強化

相談者のニーズの多様化や、週10時間から20時間程度の短時間就労を希望する方への支援、地域の社会資源の広がりにより、就労を希望する方の裾野は今後さらに広がっていくことが見込まれます。それに伴い、本人の希望や状態を丁寧に整理し、適切な支援方針につなげるための就労アセスメントの重要性が高まっています。

一方で、面談で何を聞き取り、何を見立て、どの情報を就労支援にどうつなげるかについては、支援者ごとの経験や視点に左右されやすい傾向があります。本人の希望や困りごとを把握するだけでなく、働くうえで必要な作業面の力、対人面・職場適応面の力、働きづらさ、必要な配慮事項、環境調整のポイントまでを一体的に整理することが、今後より重要になります。

センター内においても、GATB以外でも、簡易的なワークサンプルを作成し、作業場面におけるアセスメントの実施ができるよう、準備を進めて参ります。それとともに、面談や職場観察で確認する視点を整理し、JEEDの就労アセスメントシートやBWAP2等を活用し、それぞれの結果が、本人の強み、働きづらさ、必要な配慮、優先すべき支援を言語化できるよう整備を進めてまいります。

また、アセスメントは結果を得るだけで終わらせず、本人と共有し、自己理解や働き方の検討につながるものとして活用していきます。研修、事例検討、記録様式、面談項目、観察項目を連動させ、センター内の共通基盤として整備して参ります。

さらに、切れ目のない支援につなげるため、アセスメント情報や支援経過を整理した「支援ポートフォリオ」の導入についても検討を進めて参ります。

重点項目3 就労選択支援の地域実装

就労選択支援事業は令和7年10月から開始され、就労継続支援B型の新規利用者には原則として利用が求められています。今後は、就労継続支援A型を新たに利用する場合や、就労移行支援の標準利用期間を超えて利用する場合にも対象が広がっていくことが見込まれます。

この事業を地域で適切に機能させていくためには、制度の内容を理解するだけでなく、本人の希望や状態をどのように整理し、どの支援やサービスにつなげていくのかを、関係機関で共有していくことが重要です。あわせて、企業就労や多様な働き方に関する支援ノウハウ、地域資源に関する情報、アセスメントや本人へのフィードバック方法についても、共通理解を深めていく必要があります。

今年度は、区内における就労選択支援事業の実際の事例を踏まえ、どのような課題があるのか、サービスを必要とする方が迷いなく就労選択支援事業を利用できるためにはどのような対応が必要かなど、整理して参ります。

取り組み内容としては、就労支援専門部会、就労支援者研修会などの機会を活用し、実際の事例をもとにした事例検討を行います。また、そうした実際の事例から区外の就労選択支援事業を利用する場合においても、就労選択に資する過不足ない情報を元を選択していけるよう体制整備に取り組んで参ります。

6. 課題となる視点

1. 法定雇用率2.7%へ引き上げを予定
2. 若年者、就労未経験者の相談への対応強化
3. 就労選択支援事業の体制整備
4. 広域で協議が必要な地域課題の発信

令和 7 年度 基幹相談支援センター 事業報告書

対象期間:令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

1. 相談支援の実績と推移

前年度と比較して総相談件数、特に「総合相談支援」が増加傾向にあります。

(1) 相談件数の概況

- ・ 総相談者数・件数: 全体として増加。既存ケースの長期的な伴走支援が必要となる一方で、新規相談も一定数継続して受けている。地域全体で支える体制の重要性が高まっている。
- ・ 困難事例の現状: 困難性が高い事例について、1 人あたりの対応時間は、年間平均 1,471 分(約 24.5 時間)に及び、通常ケース(約 3.5 時間)の約 7 倍の時間を要している。
- ・ 主な困難要因: 支援拒否など介入に時間を要する場合や対応が頻回かつ長時間化しがち等、単一の支援では解決困難な複合的課題が目立つ。

(2) 相談者の内訳と傾向

- ・ 障害種別: 精神障害の方が増加傾向になる。特徴としては、内訳に、高次脳機能障害の方も含まれ、令和 5 年を基準に三か年で比較した時に、307%増となっている。高次脳機能障害の方に対応している社会資源が不足していることが、背景にあり、相談が集中したとみている。
- ・ 年齢層: 50 代の方を頂点に、40 代、30 代と例年の傾向通りとなる。一方で、初回相談時の年齢層では、50 代に並び 20 代の方からの相談を受け付けている。特に、在学中からの相談が増加し、学生を支援している窓口との連携の重要性が高まっている。

2. 主要事業の実施状況

専門性の向上と地域ネットワークの強化を目的に、以下の事業を実施しました。

(1) 指定特定相談支援事業所連絡会・事例検討会

- ・ 連絡会(年 5 回): 平均参加者 27.6 名。サービス等利用計画の勉強会や加算に関する実務的なテーマを設定し、参加者の意向を反映した形にて実施しました。
- ・ 事例検討会(年 1 回): 医療的ケア児の意思決定支援等を実施。少人数グループワーク形式が好評であった。
- ・ 課題: 事例提供時の同意取得に難航するケースがあり、主旨の説明など、より丁寧な対応の必要性が確認された。

(2) 虐待防止・権利擁護事業

- ・ 虐待防止研修:「小さな出来事」のワークを通じ、未然防止に向けた意識啓発を実施。各事業の参加しやすさを鑑み、午前・午後・夜間の三つの時間帯にて実施。児から高齢まで対象年齢を超えた交流の機会にもなった。
- ・ 虐待防止講演会:映画上映とシンポジウムを実施。次年度より「地域支援フォーラム事業」に統合し、さらなる普及啓発を図る。

(3) 普及啓発・地域交流(福祉センター祭り等)

- ・ 福祉センター祭り:当事者インタビュー動画や手話体験等を通じ、約 365 名の来場者に障害理解を深める機会を提供。「心のバリアフリー」を推進。
- ・ 事業所実践報告会(年 2 回):CSW(コミュニティソーシャルワーカー)や他法人の実践を共有し、顔の見える関係性を構築。

(4) 精神障害者支援・「にも包括」の構築

- ・ 実務者連絡会(全 3 回):ピアサポートやオープンダイアログをテーマに実施。
- ・ 体制整備:予防対策課との共同事務局として、地域移行支援事業や地域生活安定化支援事業を通じての多機関連携の軸を強化。

3. 協議会事務局および多機関連携

(1) 自立支援協議会 専門部会

- ・ 相談・地域生活支援部会:介護保険への「引継ぎ CS(チェックシート)」の周知・修正。
- ・ 当事者部会:防災をテーマに「知る・想像する・体験する」活動を継続。

(2) 重層的支援体制整備事業への参画

- ・ 未治療事例や関係性が困難な事例に対し、福祉政策課の丁寧な立ち回りにより、「横串」の機能を活用しながら支援方針を検討。立場を超えた横断的体制の構築が次なる課題。

4. 総括と次年度の課題・展望

(1) 傾向と分析

- ・ 総合相談支援:福祉関係機関とのやり取りは増加しているが、一方でサービス提供事業者との日常的な連携がやや減少傾向にある。連絡会等の方が実際の現場課題の解消に直結しているか精査が必要。
- ・ 困難事例の継続対応:適切な地域資源に繋ぎきれない困難事例を基幹が抱え続けている現状があり、地域生活支援拠点等との連携において一層の工夫が求められる。

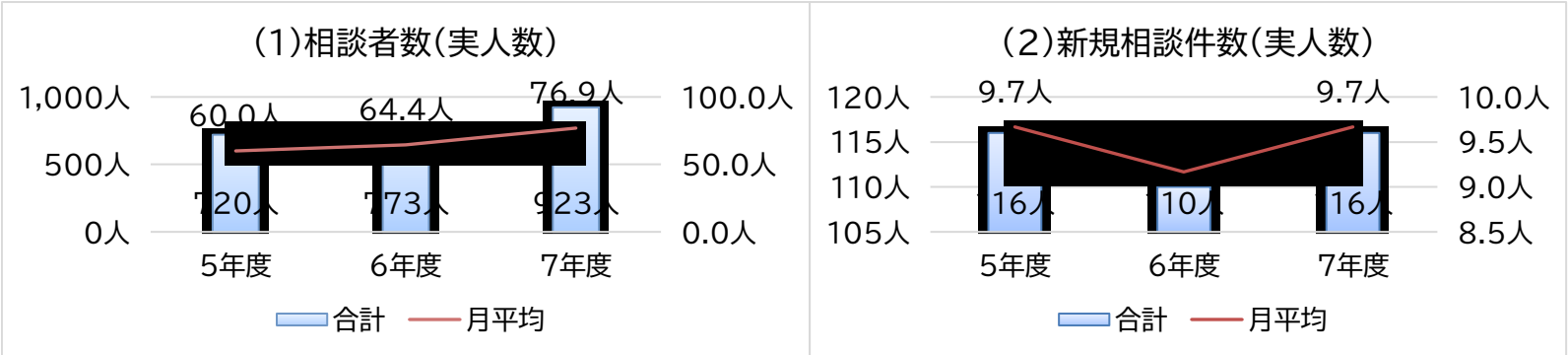
1.総合相談支援業務

(1)相談者数(実人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均	前年度比
5年度	59	53	64	55	57	65	57	64	64	59	57	66	720人	60.0人	104%
6年度	67	55	56	59	72	64	71	61	70	69	67	62	773人	64.4人	107%
7年度	73	62	67	73	75	76	73	74	86	87	85	92	923人	76.9人	119%

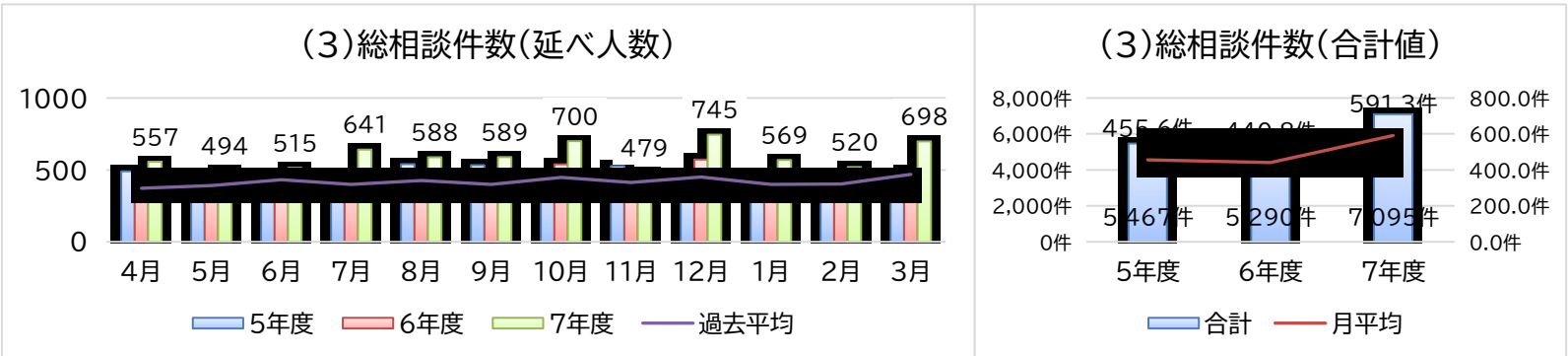
(2)新規相談件数(実人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均	前年度比
5年度	10	6	14	5	10	10	9	9	14	10	7	12	116人	9.7人	98%
6年度	10	6	10	13	14	9	9	10	6	7	10	6	110人	9.2人	95%
7年度	9	6	7	12	9	10	7	12	9	13	14	8	116人	9.7人	105%



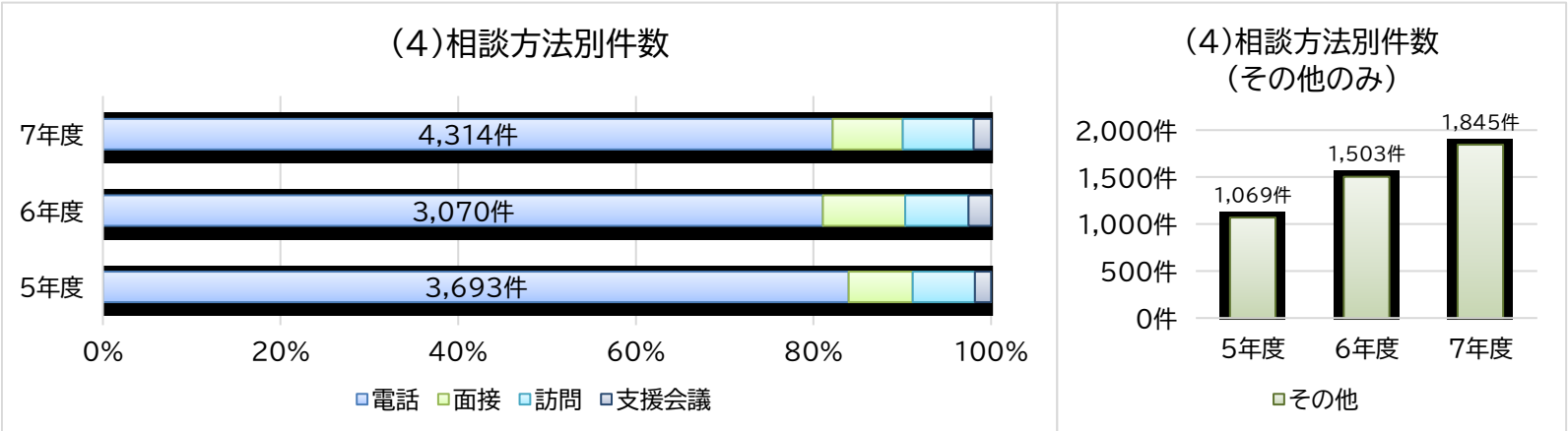
(3)総相談件数(延べ人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均	前年度比
5年度	490	441	469	468	540	533	470	527	392	385	352	400	5,467件	455.6件	99%
6年度	470	423	353	465	401	311	539	394	572	427	447	488	5,290件	440.8件	97%
7年度	557	494	515	641	588	589	700	479	745	569	520	698	7,095件	591.3件	130%
過去平均	372	392	431	399	426	400	447	412	450	398	401	469	-	-	-



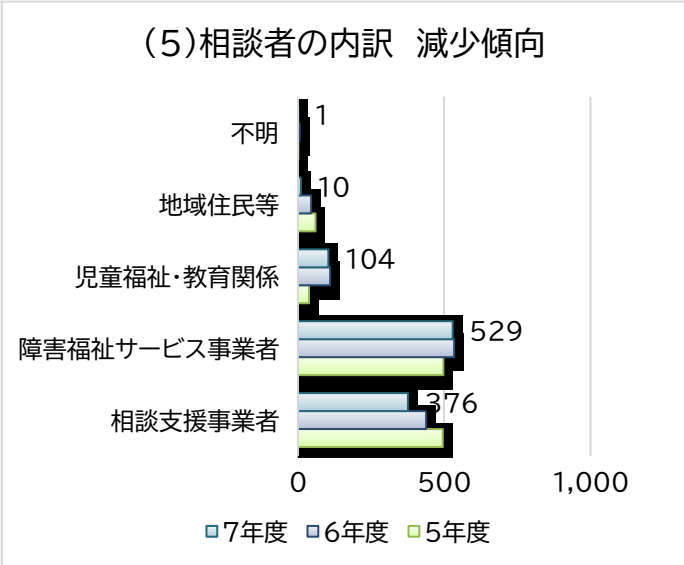
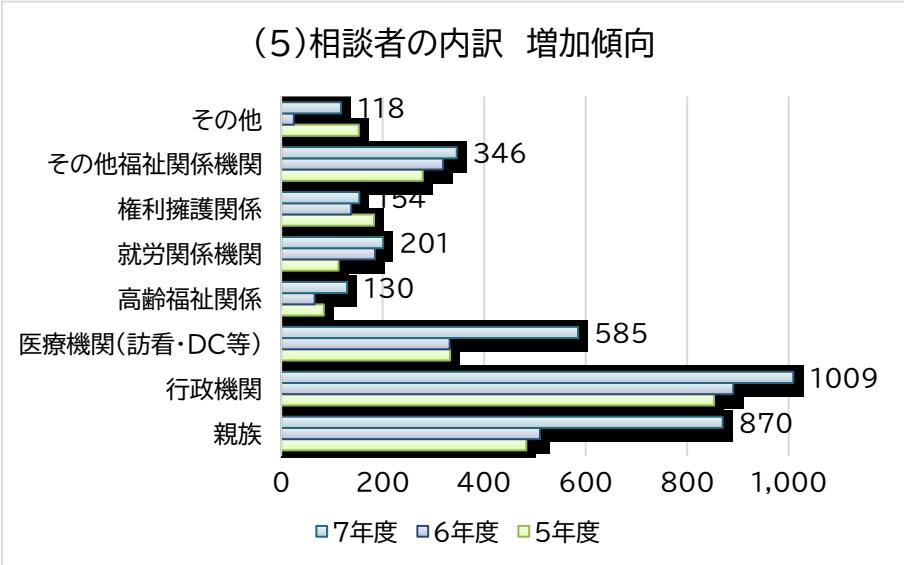
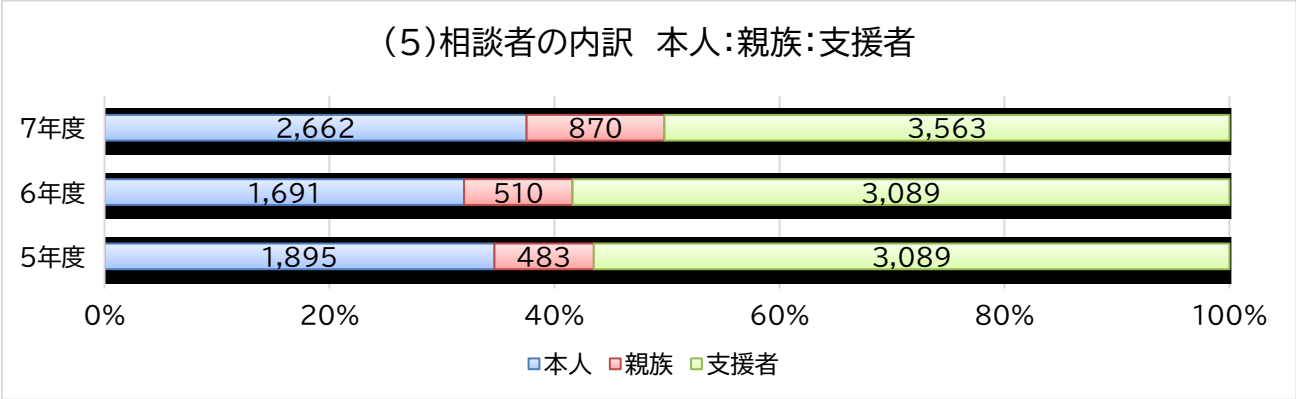
(4)相談方法別件数(延べ件数)

		電話	面接	訪問	支援会議	その他	合計
5年度	件数	3,693件	317件	308件	80件	1,069件	5,467件
	前年度比	-6.4%	87.1%	-30.4%	-26.0%	5.0%	-
6年度	件数	3,070件	351件	270件	96件	1,503件	5,290件
	前年度比	83.1%	110.7%	87.7%	120.0%	140.6%	-
7年度	件数	4,314件	414件	419件	103件	1,845件	7,095件
	前年度比	141%	118%	155%	107%	123%	-



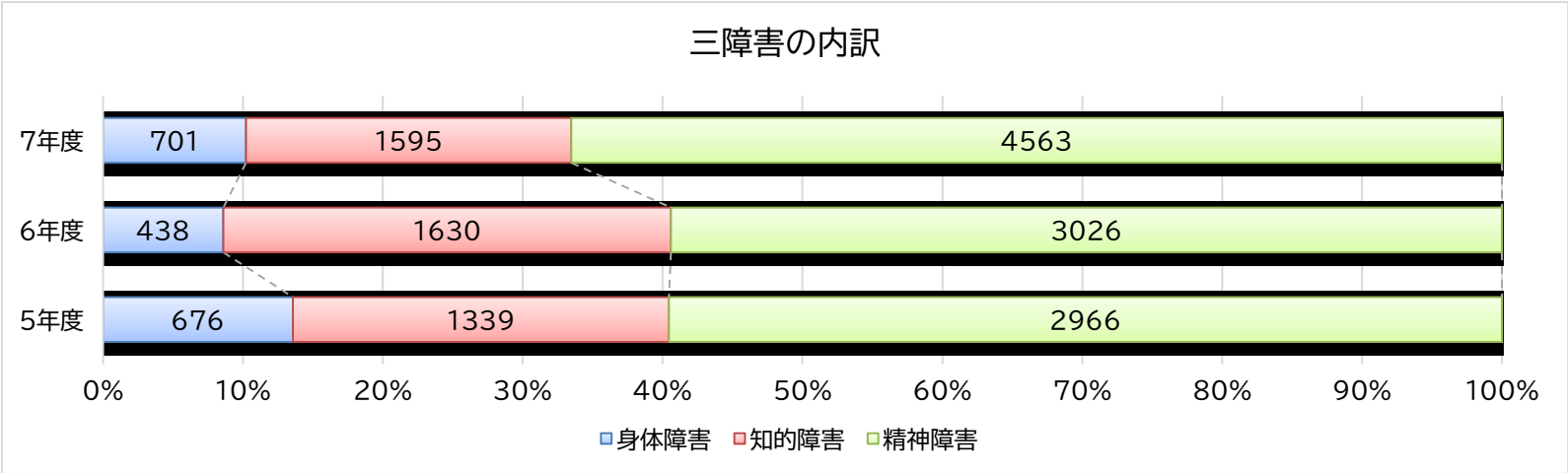
(5)相談者の内訳(延べ件数)

	5年度		6年度		7年度	
	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合
本人	1,895	34.7%	1,691	32.0%	2,662	37.5%
親族	483	8.8%	510	9.6%	870	12.3%
相談支援事業者	495	9.1%	438	8.3%	376	5.3%
障害福祉サービス事業者	497	9.1%	534	10.1%	529	7.5%
行政機関	853	15.6%	891	16.8%	1009	14.2%
医療機関(訪看・DC等)	333	6.1%	332	6.3%	585	8.2%
高齢福祉関係	84	1.5%	66	1.2%	130	1.8%
児童福祉・教育関係	38	0.7%	110	2.1%	104	1.5%
就労関係機関	113	2.1%	185	3.5%	201	2.8%
権利擁護関係	183	3.3%	138	2.6%	154	2.2%
その他福祉関係機関	279	5.1%	319	6.0%	346	4.9%
地域住民等	60	1.1%	45	0.9%	10	0.1%
その他	153	2.8%	25	0.5%	118	1.7%
不明	1	0.0%	6	0.1%	1	0.0%
合計	5,467	100.0%	5,290	100.0%	7,095	100.0%



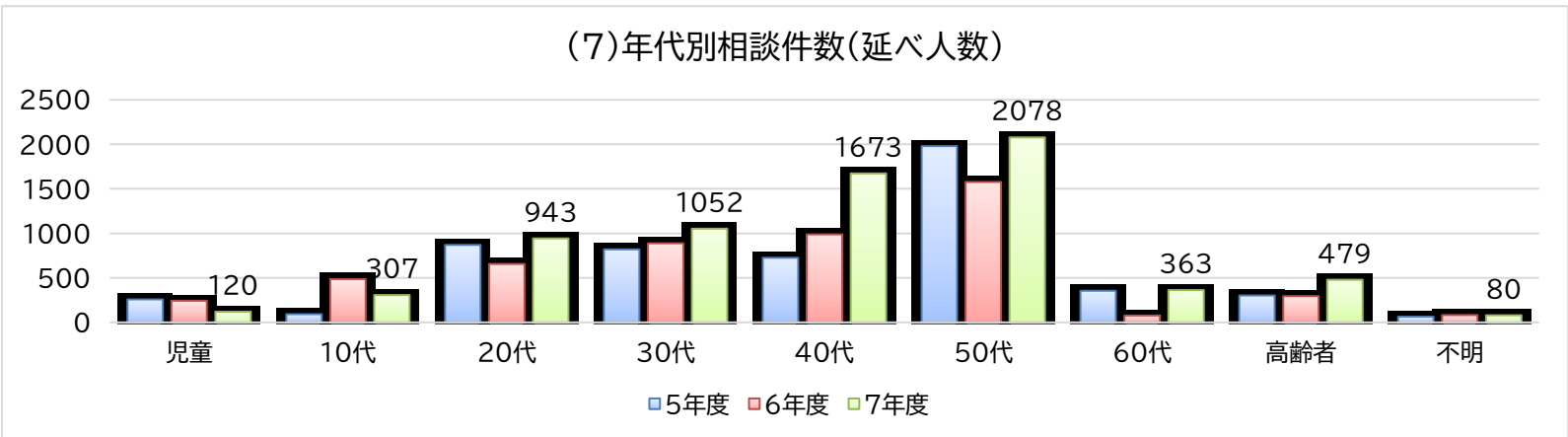
(6)相談内容にかかる障害種別(延べ件数)

	5年度		6年度		7年度	
	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合
肢体不自由	317	5.8%	62	1.2%	382	5.4%
視覚障害	262	4.8%	274	5.2%	163	2.3%
聴覚障害	7	0.1%	1	0.0%	3	0.0%
内部障害	68	1.2%	41	0.8%	145	2.0%
その他身体障害	22	0.4%	60	1.1%	8	0.1%
知的障害	1339	24.5%	1630	30.8%	1595	22.5%
精神障害	2966	54.3%	3026	57.2%	4563	64.3%
難病	2	0.0%	0	0.0%	40	0.6%
不明	484	8.9%	196	3.7%	196	2.8%
合計	5,467	100%	5,290	100%	7,095	100%



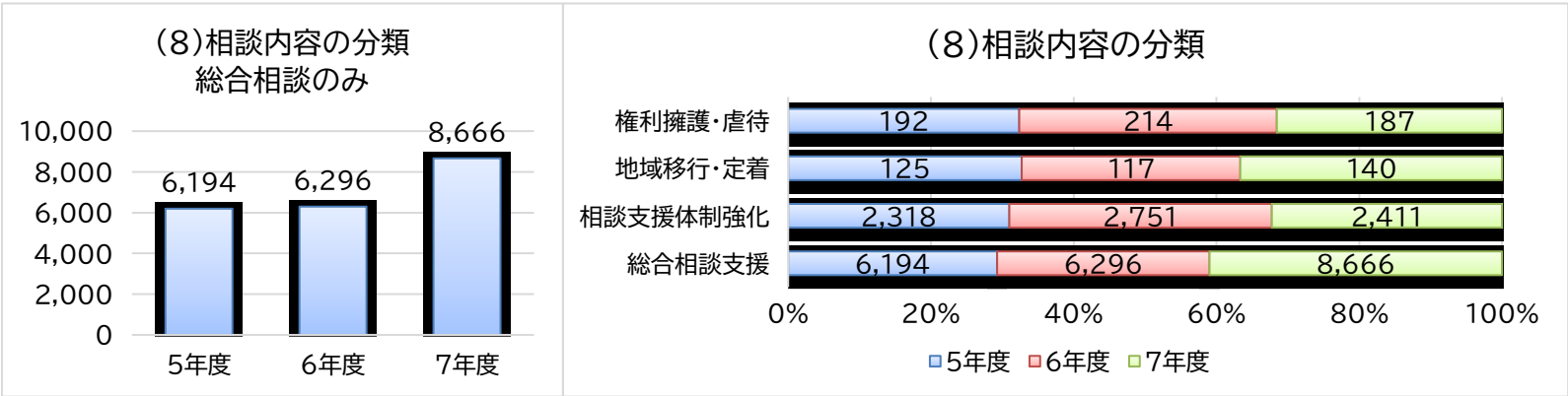
(7)年代別相談件数(延べ件数)

	児童	10代	20代	30代	40代	50代	60代	高齢者	不明
5年度	258	92	870	820	726	1980	355	302	64
6年度	243	486	656	888	988	1577	77	295	82
7年度	120	307	943	1052	1673	2078	363	479	80



(8)相談内容の分類(延べ件数)

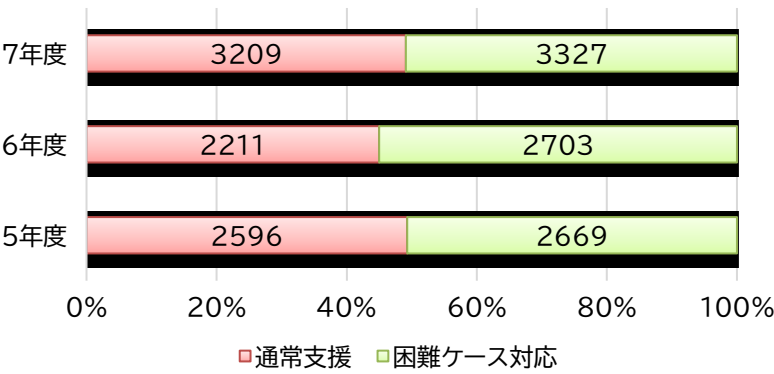
	総合相談支援	相談支援体制強化	地域移行・定着	権利擁護・虐待	合計
5年度	6,194	2,318	125	192	8,829
6年度	6,296	2,751	117	214	9,378
7年度	8,666	2,411	140	187	11,404



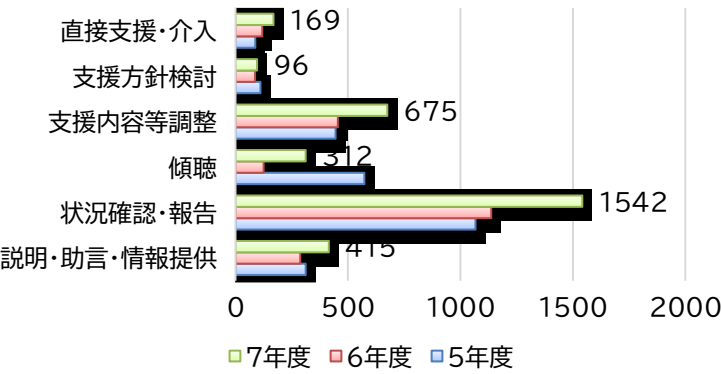
(9)相談対応(延べ件数)

	5年度		6年度		7年度	
	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合
説明・助言・情報提供	312	5.7%	288	5.4%	415	5.8%
状況確認・報告	1067	19.5%	1137	21.5%	1542	21.7%
傾聴	573	10.5%	125	2.4%	312	4.4%
支援内容等調整	445	8.1%	455	8.6%	675	9.5%
支援方針検討	111	2.0%	87	1.6%	96	1.4%
直接支援・介入	88	1.6%	119	2.2%	169	2.4%
緊急対応	17	0.3%	12	0.2%	3	0.0%
困難ケース対応	2652	48.5%	2691	50.9%	3324	46.8%
その他	202	3.7%	376	7.1%	559	7.9%
合計	5,467	100.0%	5,290	100.0%	7,095	100.0%

(9)相談対応 困難ケース対応との比較



(9)困難ケース対応以外の相談対応



(10)緊急対応・困難ケースの対応(延べ件数)

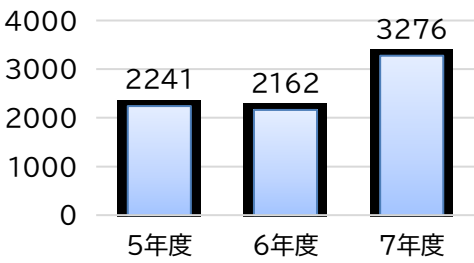
緊急対応

	5年度	6年度	7年度
自傷他害	6	5	0
安否確認	5	4	2
虐待対応	0	0	0
救急搬送	0	0	0
その他	6	3	1
合計	17	12	3

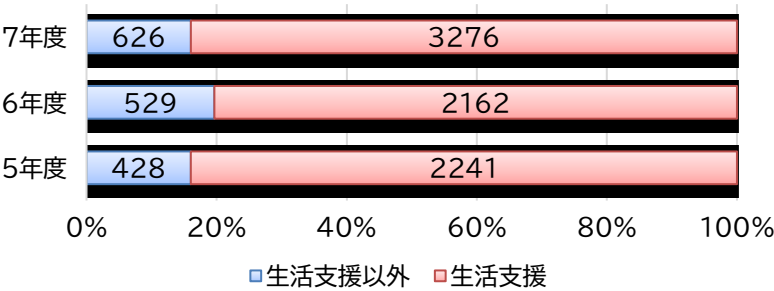
困難ケース

	5年度	6年度	7年度
受診支援	47	129	1
入院支援	11	35	38
退院・退所支援	332	325	552
後見支援	37	38	16
生活支援	2241	2162	3276
支援拒否	1	2	19
その他	0	0	0
合計	2669	2691	3902

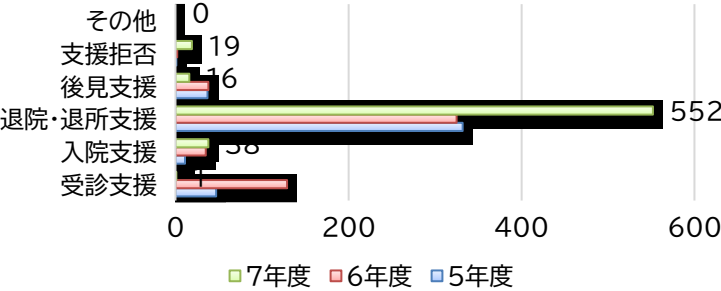
生活支援



(10)困難ケース 生活支援とそれ以外の比較



(10)困難ケース 生活支援以外の相談対応



2. 開催講座・会議等件数等(実件数)

	出席会議	支援会議開催	支援会議参加	参加研修	出張講座	基幹周知活動	ピアカウン セリング	開催研修	障害支援区分 認定調査
5年度	94	9	72	55	2	4	0	14	30
6年度	88	10	85	71	0	2	0	17	22
7年度	98	10	95	95	1	2	0	23	36

(1)開催研修一覧

名称	実施回数	参加者合計
指定特定相談支援事業所連絡会 事例検討会	1回	28人
虐待防止研修	3回	46人
教育センター SV	6回	31人
生活福祉課新任職員研修	1回	13人
精神障害者支援機関実務者連絡会	3回	73人
事業所実践報告会	2回	44人
令和7年度文京区虐待防止講演会 映画「いつもの帰り道で」上映	1回	53人

(2)開催会議

名称	開催回数	備考
自立支援協 議会相談・地域生活支援専門部会	3回	事務局
自立支援協議会 相談・地域生活支援専門部会 引継CSWG	4回	事務局
自立支援協議会 障害当事者部会	3回	事務局
指定特定相談支援事業所連絡会	5回	事務局
文京区地域移行支援検討会議	4回	共同事務局

令和8年度文京区障害者地域自立支援協議会委員

役職	氏名	所属等
	高山 直樹	東洋大学福祉社会デザイン学部 教授
	志村 健一	東洋大学福祉社会デザイン学部 教授
	管 心	帝京平成大学大学院 臨床心理学研究科臨床心理センター 教授
	山口 恵子	知的障害者相談員
	酒井 美穂	身体障害者相談員
	市川 健一郎	文京区社会福祉協議会 事務局次長
	多田 麻紀	文京区民生委員・児童委員 協議会 大塚地区副会長
	浅水 美代子	文京区家族会 会長
	前田 貴子	飯田橋公共職業安定所専門援助第二部門 統括職業指導官
	本田 愛子	都立精神保健福祉センター調査担当 課長代理
	清水 健太	文京地域生活支援センター あかり 施設長
	新堀 季之	高齢者あんしん相談センター 駒込 センター長
	松尾 裕子	地域活動支援センターエナジーハウス 所長
	瀬川 聖美	本郷の森 理事長
	樋口 勝	本富士生活あんしん拠点 管理者
	野村 美奈	リアン文京 施設長
	向井 崇	放課後等デイサービスカリタス翼 管理者兼児童発達支援管理責任者
	北原 隆行	文京槐の会 は〜と・ピア 2
	三股 金利	大塚福祉作業所 施設長
	根本 亜紀	本郷福祉センター 施設長
	藤枝 洋介	障害者就労支援センター 所長
	高田 俊太郎	障害者基幹相談支援センター 所長
区委員	永尾 真一	障害福祉課長
区委員	野上 達子	保健対策担当課長
区委員	佐藤 祐司	保健サービスセンター所長
区委員	木内 恵美	教育センター所長

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

19文福障第1705号	平成20年2月18日区長決定
19文福障第2191号	平成20年3月31日一部改正
23文福障第2692号	平成24年3月30日一部改正
24文福障第688号	平成24年6月01日一部改正
24文福障第2127号	平成25年1月24日一部改正
26文福障第3145号	平成27年3月30日一部改正
27文福障第2238号	平成28年2月01日一部改正
30文福障第2657号	平成31年3月15日一部改正
2019文福障第2982号	令和2年3月18日一部改正
2020文福障第2045号	令和2年12月18日一部改正
2021文福障第2084号	令和3年12月17日一部改正
2022文福障第2006号	令和4年12月2日一部改正
2023文福障第3250号	令和6年3月29日一部改正
2025文福障第3250号	令和8年3月17日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者

- (6) その他区長が必要であると認めた者
(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。
3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 相談・地域生活支援専門部会
- (2) 就労支援専門部会
- (3) 権利擁護専門部会
- (4) 障害当事者部会
- (5) こども支援専門部会

- 3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

- 4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

- 5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

- 6 部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下の項において同じ。）は、必要に応じて、部会の検討内容に関連するワーキンググループ等を開催することができる。

- 7 第2項各号に規定する部会の部会員は、部会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。

- 8 部会長は、必要があると認めたときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。

- 9 部会は、部会長又は第12項各号に規定する機関等が招集する。

- 10 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

- 11 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。

- 12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。

- (1) 相談・地域生活支援専門部会
文京区障害者基幹相談支援センター及び福祉部障害福祉課
- (2) 就労支援専門部会

文京区障害者就労支援センター

(3) 権利擁護専門部会

文京区社会福祉協議会権利擁護センター

(4) 障害当事者部会

文京区基幹相談支援センター

(5) こども支援専門部会

福祉部障害福祉課

13 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(運営会議)

第8条 会長は、協議会のあり方、部会の再編及び課題整理等について検討する運営会議を開催することができる。

2 運営会議は、会長、副会長、部会長及び第7条第12項各号に規定する機関等をもって構成する。

(守秘義務)

第9条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1 名
	民生・児童委員協議会	1 名
	障害当事者団体	1 名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1 名
	都立精神保健福祉センター	1 名
事業者関係	区内障害福祉サービス事業者等	7 名以内

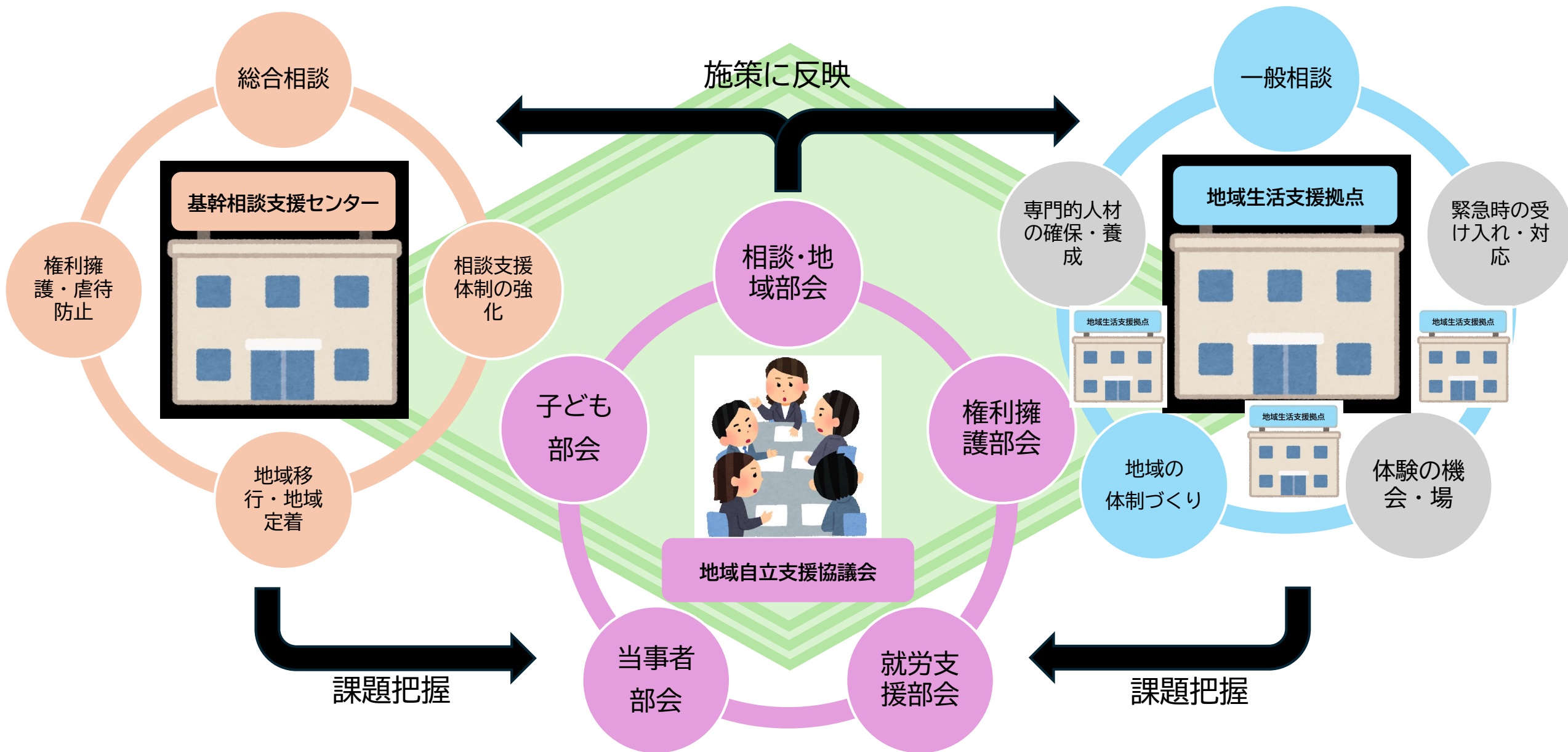
別表第 2（第 3 条関係）

区職員 委員	福祉部障害福祉課長 保健衛生部保健対策担当課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長

拠点等コーディネーター

令和8年度 文京区自立支援協議会 資料

基幹と拠点の整備状況と協議会との関係



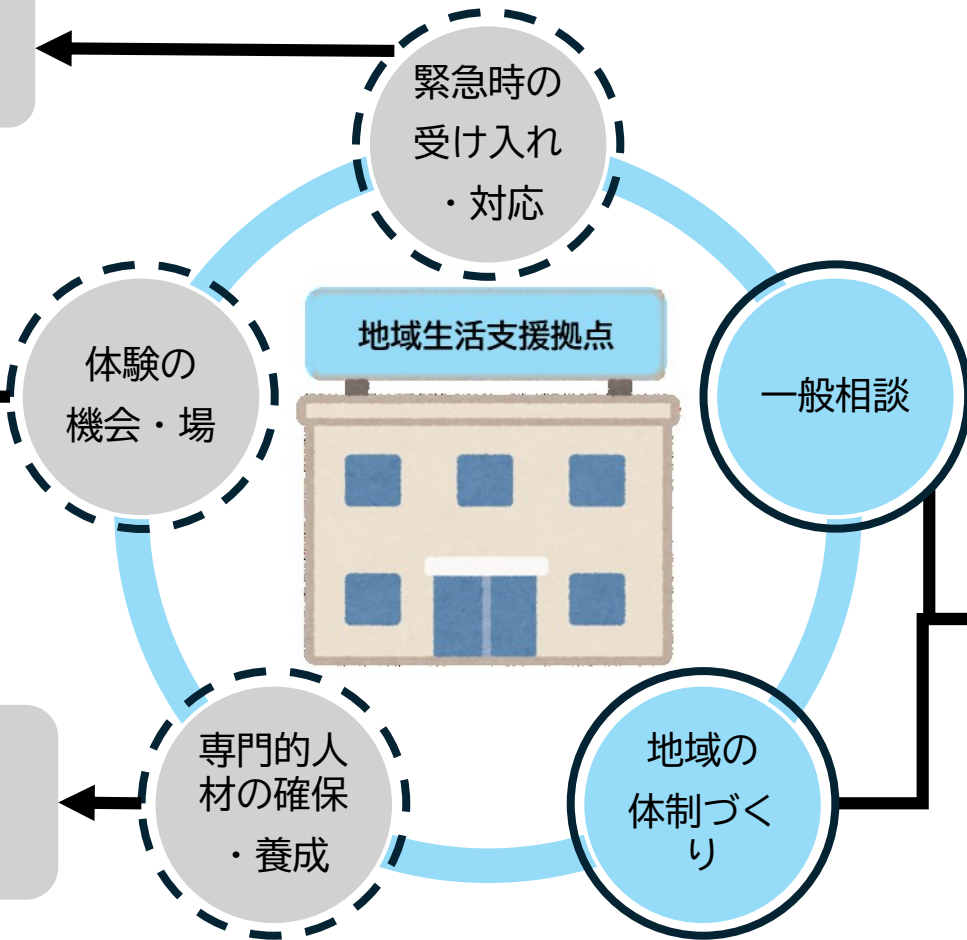
地域生活支援拠点等の整備状況と整理

- ・ 障害者緊急時受入れ支援事業

令和8年度から、拠点等に位置づけ

- ・ 地域生活体験事業

- ・ 連絡会や事例検討会などを通じて、適宜行っている。



2015年度から検討し、両事業に焦点を当てて実施することを「自立支援協議会」にて協議、決定した。

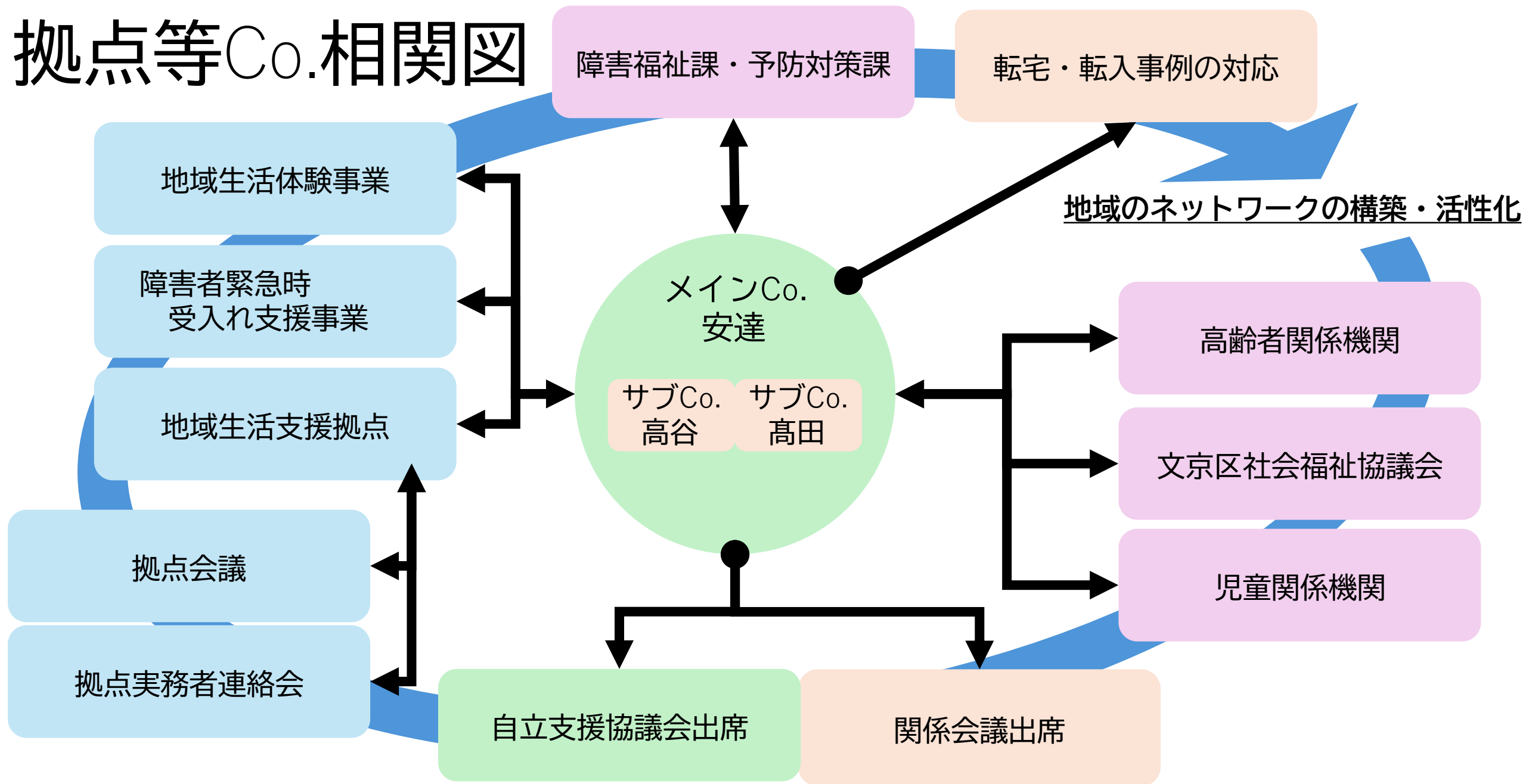
しかし、令和6年度の障害者総合支援法の改正により、拠点等コーディネーターの役割が強調されるようになった。

国が示す 拠点等コーディネーターの業務

地域生活支援拠点等としての機能を果たすため、整備の主体である市町村とともに、地域の支援ニーズの把握や社会資源の活用、効果的な支援体制を構築するため、地域の実情に応じて、拠点関係機関との連携の上で、以下の業務を行うものとする。

1. 基幹相談支援センターや相談支援事業所等、地域の相談支援体制を構築し、緊急事態の支援が見込めない世帯の事前に把握、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障害者等の介護を行う者の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対し、当該地域生活障害者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等（以下単に「緊急事態」という。）に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援
2. 短期入所事業所や通所事業所等の地域の指定障害福祉サービス事業所等との連携体制を構築し、常時の緊急受入体制等を確保した上で、緊急事態における受入れの調整や医療機関への連絡等の対応
3. 一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者、障害者支援施設や精神科病院等との連携体制を構築し、障害者支援施設における地域移行等意向確認担当者及び精神科病院における退院後生活環境相談員等との情報共有を含め、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援に係る調整
4. イに掲げる事業の運営その他地域生活支援拠点等の機能を果たすために必要な役割

拠点等Co.相関図



コーディネーターの差別化

拠点等コーディネーター

国が示す

【拠点コーディネーター】と同様の役割を担う。

文京区では、地域連携調整員と差別化するために、“等”を残している。

地域連携調整員

文京区が整備している各地域生活支援拠点に配置されている。

焦点化された事業である【相談支援】【地域の体制づくり】を遂行するために、地域連携調整員として業務にあたる。